

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和6年度～令和15年度

令和6年10月

湯河原町真鶴町衛生組合

湯河原町

真鶴町

## 目 次

### 第1章 総論

第1節 計画概要	1
----------	---

### 第2章 地域の概要

第1節 沿革	4
第2節 自然的環境	5
第3節 人口	8
第4節 産業	10
第5節 土地利用状況	11
第6節 交通	12

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理体系	13
第2節 ごみ排出量の実績	15
第3節 ごみの減量化、資源化等の実績	22
第4節 ごみ処理状況	26
第5節 一般廃棄物処理システムによる評価	33
第6節 問題点と課題	38

### 第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本事項	40
第2節 ごみ排出量等の予測	44
第3節 ごみ処理基本計画の目標値	47
第4節 ごみ排出抑制のための方策に関する事項	53
第5節 ごみ処理広域化	57
第6節 ごみの分別収集区分	60
第7節 ごみ処理計画	62
第8節 計画のフォローアップと事後評価	65

# 第1章 総論

## 第1節 計画概要

### 1 基本計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。これまで、平成23年に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの適正処理や減量化、資源化を進めてきましたが、平成27年の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、食品ロスや海洋プラスチックなど環境問題への関心が高まっており、国においては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、環境に関する情勢に大きな変化が生じています。

本計画は、長期的・総合的視点に立って、湯河原町真鶴町衛生組合（以下「組合」という。）、湯河原町及び真鶴町における計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及び排出から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

### 2 計画の目的

本計画の目的は、ごみの発生から排出、収集、処理処分、再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野にたった本組合の一般廃棄物処理を推進していくことである。

また、基本計画を達成するための方策を掲げ、住民、事業者、行政の3者の連携・協力をもって目標達成を図ることも重要な目的とする。

### 3 計画目標年度

本計画は、令和6年度を初年度とし、10年後の令和15年度を計画目標年度とする。

一般廃棄物処理基本計画 目標年度 令和15年度

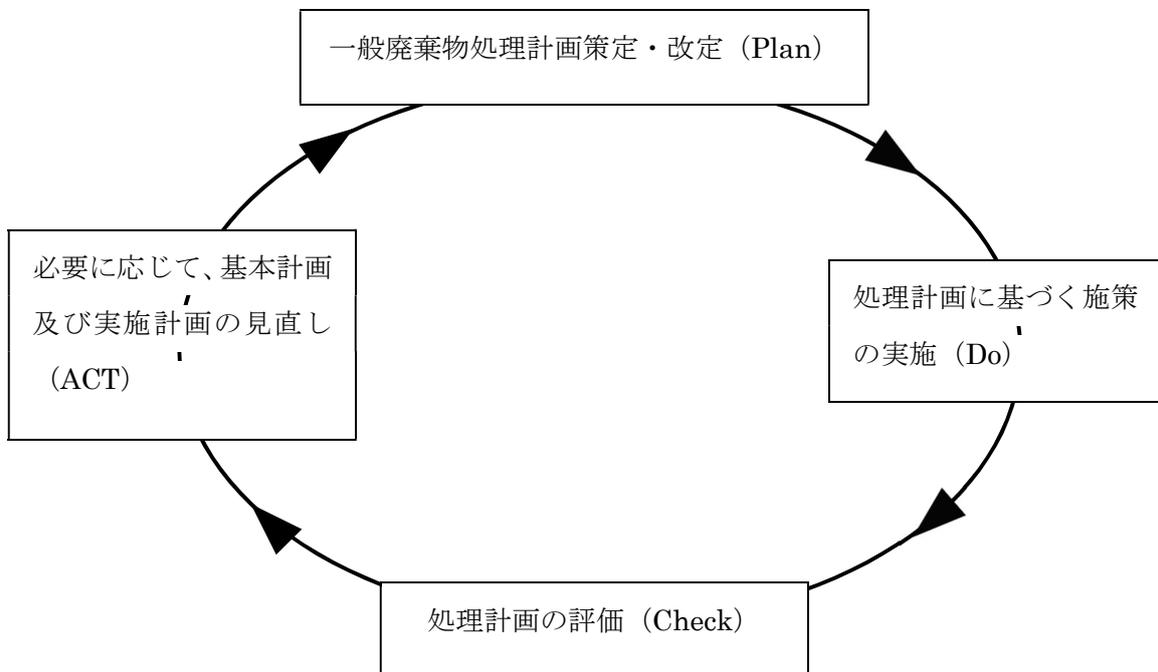
#### 4 対象地域

本計画の対象範囲は、湯河原町及び真鶴町全域とする。

#### 5 点検、見直し、評価

本組合は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価を行うものとする。

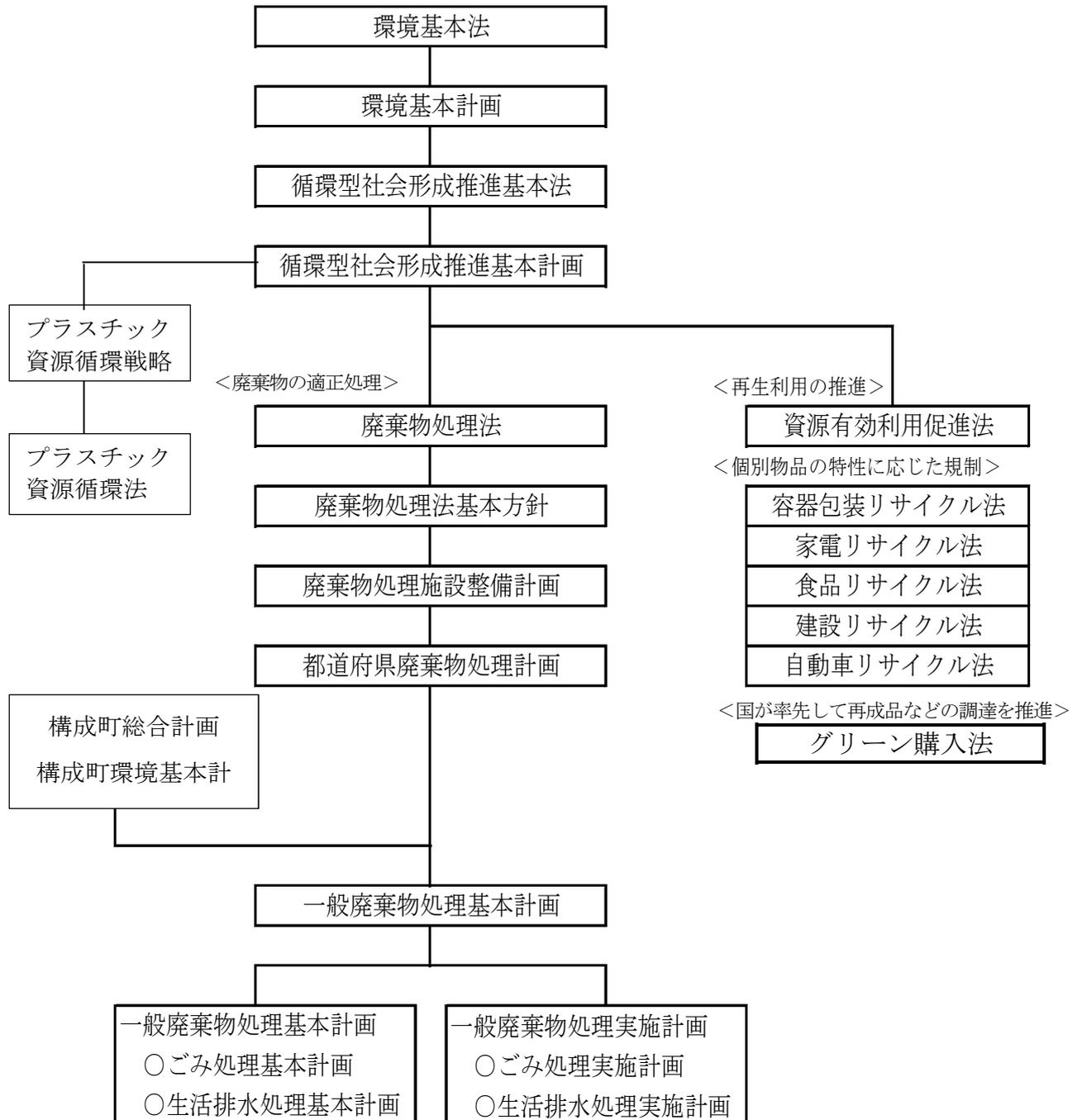
一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル



## 6 他の計画との関係

本計画の策定に当たっては、国の計画等を踏まえて策定するものとする。  
以下に本計画と他の計画との関係を示す。

一般廃棄物処理計画と他の計画との関係



## 第2章 地域の概要

### 第1節 沿革

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町、真鶴町の二町により構成される。

湯河原町は万葉の時代より温泉地として知られ、江戸時代には現在の福浦地区を除く宮上村・宮下村・門川村・城堀村・鍛冶屋村・吉浜村を土肥6ヶ村とした。

明治17年、この6ヶ村が連合して吉浜村に戸長役場を置き、吉浜村外5ヶ村とし、明治22年4月町村制が施行され、宮上村・宮下村・門川村・城堀村の4ヶ村を併せて土肥村、吉浜村・鍛冶屋村を併せて吉浜村と称した。

大正15年7月1日、土肥村は湯河原町となり、昭和15年4月1日、吉浜村は吉浜町となった。昭和21年8月1日、福浦村は、真鶴町外2ヶ村組合から分離し、その第一歩を踏み出した。昭和30年4月1日に湯河原町・吉浜町・福浦村の2町1村が合併し、現在の湯河原町が誕生した。

真鶴町は、むかし師長の国の領域であったと推定される。大化の改新後の国郡制においては、相模国垂氷郡に編入された。平安後期国郡制の崩壊により荘園が発達すると早川庄に包含され、鎌倉時代には豪族土肥一族の所領として土肥郷と呼ばれたが、小田原北条氏の支配下では福浦村とともに真鶴・岩両村は土肥郷から分離した。

江戸時代は小田原藩の治下にあったが、明治維新後、小田原県、足柄県を経て明治9年、神奈川県小田原支庁第21大区に編入された。

明治17年真鶴村、岩村、福浦村は連合して真鶴村外2ヶ村役場を設け、真鶴村に戸長役場が置かれ、明治22年町村制施行後も役場事務組合として役場事務を共同処理してきたが、昭和2年9月28日付で真鶴村は真鶴町と改称した。

その後、昭和21年7月27日役場事務組合を解散し各個に役場事務を処理することとなったが、町村合併促進法により真鶴町と岩村は昭和31年9月30日に合併して新真鶴町となり現在に至っている。

## 第2節 自然的環境

### 1 位置及び地勢

本組合は神奈川県西南端、首都圏より100km圏内に位置し、総面積は、48.02km<sup>2</sup>（湯河原町40.97km<sup>2</sup>、真鶴町7.05km<sup>2</sup>）である。

組合構成町域の北西部を箱根町、北東部を小田原市、西部を静岡県田方郡函南町、南西部を熱海市と接している。

面積 (km <sup>2</sup> )	位置		標高 (m)
	北緯	東経	
48.02	35度10分30秒	139度7分1秒	421

#### (1) 湯河原町

相模灘を東に望み、三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の手々に囲まれた急しゅんな山地、南郷山の山腹からの比較的ゆるやかな沖積地に展開する丘陵地、相模灘に向かって流れる千歳川と新崎川の流域の平坦地、真鶴半島・伊豆半島に囲まれた波静かな海岸などから形成されている。千歳川上流の藤木川流域には温泉が湧出し、県立奥湯河原自然公園や富士箱根伊豆国立公園に含まれる緑豊かな山々に囲まれた閑静な温泉保養地である。

町内を流れる2本の川のうち、乗鞍山に源を発する千歳川は、神奈川県と静岡県の県境となっている。

#### (2) 真鶴町

全町域が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平坦地はほとんどなく、JR東海道本線を境にして、北部と南部に区分することができる。

北部は、小田原市と湯河原町に接し、箱根火山の山麓部であり、主として星ヶ山に源を発する岩沢川に沿う地域である。この北部の高地部分は、一部で石材採掘が行われているが、そのほとんどは森林に覆われており、約1km<sup>2</sup>は自然環境保全地域となっている。山裾の緩斜面には樹園地が広がっており、みかんの栽培が行われている。近年、JR真鶴駅北側では住宅が増加し、新興住宅地を形成している。

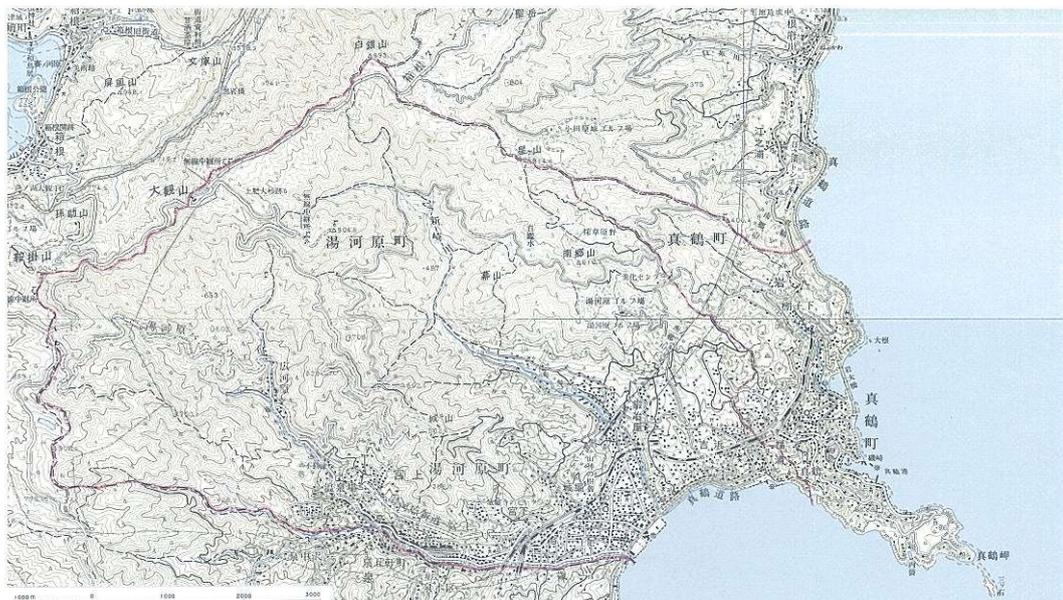
真鶴半島は、約20～15万年前に噴火した火山で、南部は、相模灘に面しており、美しい自然景観をつくり出している。この半島部分と東部の新島高

地との間に広がっている南東斜面が本町の中心となっており、この地域は、更に小起伏により、真鶴地区と岩地区に分かれている。

神奈川県における組合構成町域の位置



組合構成町域の地形図



## 2 気象特性

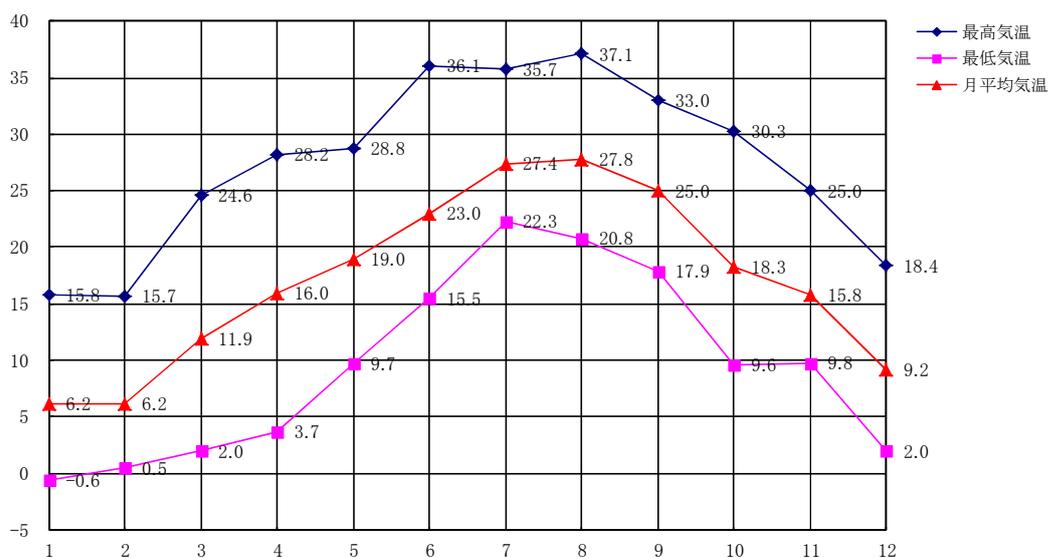
次に示す表は、令和4年の気象状況を表します。

(資料：湯河原町消防本部)

令和4年中

区分 月別	気温 (°C)			湿度 (%)		降雨量 (mm)		最多 風向	天候日数			
	最高	最低	月 平均	実効 月 平均	相対 月 平均	月 総雨量	月最大 降雨量		快晴	晴れ	曇り	雨又は 雪
1	15.8	-0.6	6.2	59.1	60.3	30.0	19.5	西	1	19	10	1
2	15.7	0.5	6.2	53.6	53.5	62.0	23.0	西	3	16	7	2
3	24.6	2.0	11.9	60.4	62.0	92.5	39.0	西	2	16	11	2
4	28.2	3.7	16.0	71.8	72.1	262.0	57.0	西	0	11	14	5
5	28.8	9.7	19.0	71.8	72.0	265.5	76.5	西	0	20	7	4
6	36.1	15.5	23.0	77.3	77.2	221.5	86.5	西	2	12	13	3
7	35.7	22.3	27.4	76.7	76.9	185.5	58.0	西	2	13	12	4
8	37.1	20.8	27.8	77.6	78.7	251.0	123.0	西	0	14	11	6
9	33.0	17.9	25.0	79.2	78.9	378.0	185.0	西	0	18	4	8
10	30.3	9.6	18.3	72.5	71.7	101.0	50.0	西	0	13	13	5
11	25.0	9.8	15.8	69.8	71.2	97.5	37.5	西	0	20	6	4
12	18.4	2.0	9.2	61.4	60.3	41.0	16.5	西	0	23	6	2
合計	—	—	—	—	—	1987.5	—	—	10	195	114	46
平均	27.4	9.4	17.2	69.3	69.6	165.6	—	—	—	—	—	—
前年	27.8	9.4	17.8	68.2	68.4	158.1	—	—	—	—	—	—
増減	-0.4	0.0	-0.6	1.1	1.2	7.5	—	—	—	—	—	—

※観測は、毎日午前9時のデータ



### 第3節 人口

(1) 本組合構成町の湯河原町及び真鶴町の人口及び世帯数の推移は、次のとおりです。

(資料：神奈川県人口統計調査 (各年10月1日現在))

※令和2年までは、平成27年国勢調査を基準に自然・社会増減を反映した推計人口です。令和3年以降は、令和2年国勢調査を基準に自然・社会増減を反映した推計人口です。

(湯河原町)

区分	男 (人)	女 (人)	総人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人員 (人)
平成28年	11,449	13,209	24,658	100.00%	10,765	2.29
平成29年	11,371	13,106	24,477	99.27%	10,810	2.26
平成30年	11,225	12,940	24,165	98.00%	10,851	2.23
令和元年	11,049	12,753	23,802	96.53%	10,820	2.20
令和2年	10,884	12,542	23,426	95.00%	10,696	2.19
令和3年	10,730	12,359	23,089	93.64%	10,707	2.16
令和4年	10,612	12,243	22,855	92.69%	10,780	2.12
令和5年	10,418	12,055	22,473	91.14%	10,768	2.09

(真鶴町)

区分	男 (人)	女 (人)	総人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人員 (人)
平成28年	3,362	3,807	7,169	100.00%	3,052	2.35
平成29年	3,315	3,767	7,082	98.79%	3,070	2.31
平成30年	3,257	3,703	6,960	97.08%	3,059	2.28
令和元年	3,202	3,641	6,843	95.45%	3,051	2.24
令和2年	3,124	3,598	6,722	93.76%	2,963	2.27
令和3年	3,057	3,541	6,598	92.04%	2,954	2.23
令和4年	3,014	3,497	6,511	90.82%	2,946	2.21
令和5年	2,942	3,404	6,346	88.52%	2,917	2.18

(2) 湯河原町及び真鶴町を合わせた組合圏域の人口は、平成28年10月1日を100%とした場合、令和5年10月1日では、90.55% (△3,008人) で、7年間で約1割近くの人口が減少している状況です。同様に世帯数は、99.04% (△132世帯) で世帯数は微減であることから益々核家族化が進行している状況です。

(組合圏域)

区 分	男 (人)	女 (人)	総人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)
平成28年	14,811	17,016	31,827	100.00%	13,817	2.30
平成29年	14,686	16,873	31,559	99.16%	13,880	2.27
平成30年	14,482	16,643	31,125	97.80%	13,910	2.24
令和元年	14,251	16,394	30,645	96.29%	13,871	2.21
令和2年	14,008	16,140	30,148	94.72%	13,659	2.21
令和3年	13,787	15,900	29,687	93.28%	13,661	2.17
令和4年	13,626	15,740	29,366	92.27%	13,726	2.14
令和5年	13,360	15,459	28,819	90.55%	13,685	2.11

## 第4節 産業

(1) 本組合構成町の湯河原町及び真鶴町の産業別人口の推移を示します。

(資料：国勢調査)

(湯河原町)

(単位は、上段：人、下段：%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	541 ( 3.8 )	445 ( 3.3 )	415 ( 3.4 )	359 ( 3.2 )	331 ( 2.9 )
第2次産業	2,918 ( 20.7 )	2,542 ( 18.9 )	2,122 ( 17.4 )	1,872 ( 16.9 )	1,746 ( 15.5 )
第3次産業	10,661 ( 75.5 )	10,490 ( 77.8 )	9,626 ( 79.1 )	8,817 ( 79.8 )	9,177 ( 81.5 )
合 計	14,120 ( 100.0 )	13,477 ( 100.0 )	12,163 ( 100.0 )	11,048 ( 100.0 )	11,254 ( 100.0 )

※分類不能の産業を除く。

(真鶴町)

(単位は、上段：人、下段：%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	98 ( 2.1 )	119 ( 2.7 )	123 ( 3.1 )	101 ( 2.9 )	91 ( 2.8 )
第2次産業	1,259 ( 27.5 )	984 ( 22.7 )	868 ( 22.1 )	720 ( 21.0 )	577 ( 18.0 )
第3次産業	3,224 ( 70.4 )	3,236 ( 74.6 )	2,930 ( 74.7 )	2,603 ( 76.0 )	2,535 ( 79.1 )
合 計	4,581 ( 100.0 )	4,339 ( 100.0 )	3,921 ( 100.0 )	3,424 ( 100.0 )	3,203 ( 100.0 )

※分類不能の産業を除く。

(2) 湯河原町及び真鶴町を合わせた組合圏域での産業別人口は、第1次産業及び第2次産業は減少傾向であるが、第3次産業は増加傾向にあります。

(組合圏域)

(単位は、上段：人、下段：%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	639 ( 3.4 )	564 ( 3.2 )	538 ( 3.3 )	460 ( 3.2 )	422 ( 2.9 )
第2次産業	4,177 ( 22.3 )	3,526 ( 19.8 )	2,990 ( 18.6 )	2,592 ( 17.9 )	2,323 ( 16.1 )
第3次産業	13,885 ( 74.2 )	13,726 ( 77.0 )	12,556 ( 78.1 )	11,420 ( 78.9 )	11,712 ( 81.0 )
合 計	18,701 ( 100.0 )	17,816 ( 100.0 )	16,084 ( 100.0 )	14,472 ( 100.0 )	14,457 ( 100.0 )

## 第5節 土地利用状況

(1) 次に示す表は、本組合構成町における土地利用状況を示します。

組合圏域に占める割合は、宅地が8.81%、畑が5.43%です。

(資料：神奈川県土地統計資料集（令和3年3月）)

(単位：ha)

区分	湯河原町	真鶴町	組合圏域	割合 (%)
宅地	307	116	423	8.81
畑	217	44	261	5.43
森林	3,043	350	3,393	70.66
その他	530	195	725	15.10
合計	4,097	705	4,802	100.00

※その他は、水面・河川・水路及び概数を計上

## 第6節 交通

湯河原町及び真鶴町へのアクセスは、鉄道ではJR湯河原駅まで東海道線で横浜駅から72分、東京駅からは99分で到着する。道路では、国道135号で小田原市及び熱海市方面と結ばれており、湯河原パークウェイや県道75号（湯河原箱根仙石原線）で箱根方面へ通じている。

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

本章では、ごみ処理の状況を解析し、今後の課題を抽出します。

#### 第1節 ごみ処理体系

可燃ごみは、本組合美化センターにおいて焼却処理を行っている。

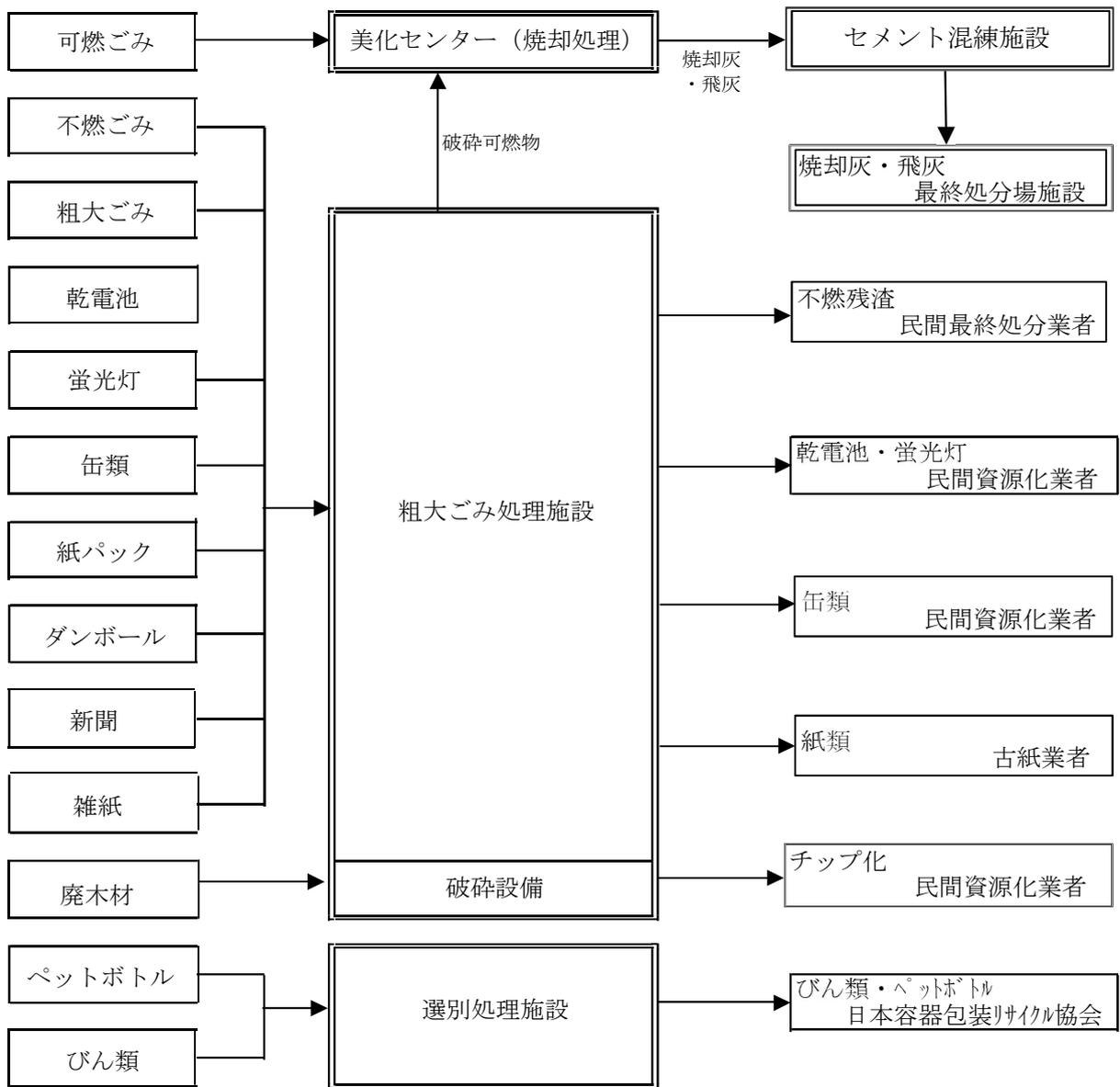
不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、紙パック、ダンボール、新聞及び雑誌等雑かみは、本組合の粗大ごみ処理施設で選別処理を行い、資源物は民間資源化業者等へ売却している。選別処理の工程で選別される可燃物は本組合で焼却処理を行い、また、焼却灰・飛灰は最終処分場に埋立て処理を行い、不燃残渣は民間最終処分業者で処理を委託している。

びん類及びペットボトルは、本組合の選別処理施設で選別処理を行い、日本容器包装リサイクル協会の指定業者へ売却をしている。

なお、乾電池及び蛍光灯等は、両町とも不燃ごみで収集し、民間資源化業者に処理を委託している。

また、粗大ごみの収集は、湯河原町では有料申込制であり、真鶴町では有料収集券購入であり、それぞれ粗大ゴミ収集日に出すこととしている。

ごみの収集、処理・処分フローを示す。



## 第2節 ごみの排出量の実績

### 1 ごみ排出量の実績

#### (1) ごみの排出量実績

平成28年度から令和4年度までのごみ排出量の実績を示します。

排出量 年間の収集ごみ（生活系＋事業系）＋持込みごみの合計

（資料：一般廃棄物処理実績報告書）

湯河原町

（単位：t）

年度 区分		H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
		排出量 率						
生活系	可燃ごみ	7,257 64.64%	7,291 63.04%	7,118 61.71%	7,148 62.05%	7,102 61.45%	6,392 57.68%	6,774 60.96%
	不燃ごみ	264 76.74%	265 77.71%	267 76.72%	276 75.41%	320 76.19%	285 75.80%	244 74.39%
	資源ごみ	1,204 88.66%	1,136 88.82%	1,076 88.05%	1,047 84.78%	1,007 86.66%	966 85.87%	913 83.08%
	粗大ごみ	46 38.02%	46 43.81%	43 38.39%	39 36.11%	57 50.00%	54 55.67%	54 60.00%
	小計	8,771 67.02%	8,738 65.55%	8,504 64.18%	8,510 64.17%	8,486 63.90%	7,697 60.57%	7,985 63.13%
事業系	可燃ごみ	3,969 35.36%	4,275 36.96%	4,416 38.29%	4,371 37.95%	4,455 38.55%	4,690 42.32%	4,338 39.04%
	不燃ごみ	80 23.26%	76 22.29%	81 23.28%	90 24.59%	100 23.81%	91 24.20%	84 25.61%
	資源ごみ	154 11.34%	143 11.18%	146 11.95%	188 15.22%	155 13.34%	159 14.13%	186 16.92%
	粗大ごみ	75 61.98%	59 56.19%	69 61.61%	69 63.89%	57 50.00%	43 44.33%	36 40.00%
	小計	4,278 32.69%	4,553 34.16%	4,712 35.56%	4,718 35.58%	4,767 35.90%	4,983 39.21%	4,644 36.71%
集団回収	38 0.29%	39 0.29%	35 0.26%	33 0.25%	27 0.20%	28 0.22%	20 0.16%	
合計	可燃ごみ	11,226 85.78%	11,566 86.77%	11,534 87.04%	11,519 86.86%	11,557 87.03%	11,082 87.20%	11,112 87.85%
	不燃ごみ	344 2.63%	341 2.56%	348 2.63%	366 2.76%	420 3.16%	376 2.96%	328 2.59%
	資源ごみ	1,358 10.38%	1,279 9.59%	1,222 9.22%	1,235 9.31%	1,162 8.75%	1,125 8.85%	1,099 8.69%
	粗大ごみ	121 0.92%	105 0.79%	112 0.85%	108 0.81%	114 0.86%	97 0.76%	90 0.71%
	合計 (集団回収含む)	13,087	13,330	13,251	13,261	13,280	12,708	12,649

※ 生活系及び事業系欄の各率は、各区分／合計欄各区分（例 生活系可燃ごみ量／合計欄可燃ごみ量）

※ 集団回収欄の各率は、排出量合計に対する割合

※ 合計欄の率は排出量合計に対する各ごみの割合

## 真鶴町

(単位：t)

年度 区分		H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
		排出量 率						
生活系	可燃ごみ	2,146 76.95%	2,083 80.61%	2,011 80.93%	2,032 77.09%	1,987 76.45%	1,790 71.80%	1,848 75.92%
	不燃ごみ	9 40.91%	9 40.91%	8 47.06%	12 46.15%	17 53.13%	15 45.45%	14 56.00%
	資源ごみ	344 97.73%	318 98.45%	275 97.86%	277 95.52%	274 95.80%	286 95.65%	268 97.45%
	粗大ごみ	101 91.82%	94 94.00%	99 95.19%	98 95.15%	101 95.28%	88 94.62%	84 93.33%
	小計	2,600 78.17%	2,504 81.30%	2,393 81.64%	2,419 78.01%	2,379 78.44%	2,179 74.37%	2,214 78.01%
事業系	可燃ごみ	643 23.05%	501 19.39%	474 19.07%	604 22.91%	612 23.55%	703 28.20%	586 24.08%
	不燃ごみ	13 59.09%	13 59.09%	9 52.94%	14 53.85%	15 46.88%	18 54.55%	11 44.00%
	資源ごみ	8 2.27%	5 1.55%	6 2.14%	13 4.48%	12 4.20%	13 4.35%	7 2.55%
	粗大ごみ	9 8.18%	6 6.00%	5 4.81%	5 4.85%	5 4.72%	5 5.38%	6 6.67%
	小計	673 20.23%	525 17.05%	494 16.85%	636 20.51%	644 21.23%	739 25.22%	610 21.49%
集団回収	53 1.59%	51 1.66%	44 1.50%	46 1.48%	10 0.33%	12 0.41%	14 0.49%	
合計	可燃ごみ	2,789 83.85%	2,584 83.90%	2,485 84.78%	2,636 85.00%	2,599 85.69%	2,493 85.09%	2,434 85.76%
	不燃ごみ	22 0.66%	22 0.71%	17 0.58%	26 0.84%	32 1.06%	33 1.13%	25 0.88%
	資源ごみ	352 10.58%	323 10.49%	281 9.59%	290 9.35%	286 9.43%	299 10.20%	275 9.69%
	粗大ごみ	110 3.31%	100 3.25%	104 3.55%	103 3.32%	106 3.49%	93 3.17%	90 3.17%
	合計 (集団回収含む)	3,326	3,080	2,931	3,101	3,033	2,930	2,838

※ 生活系及び事業系欄の各率は、各区分/合計欄各区分 (例 生活系可燃ごみ量/合計欄可燃ごみ量)

※ 集団回収欄の各率は、排出量合計に対する割合

※ 合計欄の率は排出量合計に対する各ごみの割合

組合圏域

(単位：t)

年度 区分		H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
		排出量 率						
生活系	可燃ごみ	9,403 67.09%	9,374 66.25%	9,129 65.12%	9,180 64.85%	9,089 64.21%	8,182 60.27%	8,622 63.65%
	不燃ごみ	273 74.59%	274 75.48%	275 75.34%	288 73.47%	337 74.56%	300 73.35%	258 73.09%
	資源ごみ	1,548 90.53%	1,454 90.76%	1,351 89.89%	1,324 86.82%	1,281 88.47%	1,252 87.92%	1,181 85.95%
	粗大ごみ	147 63.64%	140 68.29%	142 65.74%	137 64.93%	158 71.82%	142 74.74%	138 76.67%
	小計	11,371 69.28%	11,242 68.51%	10,897 67.34%	10,929 66.80%	10,865 66.60%	9,876 63.15%	10,199 65.86%
事業系	可燃ごみ	4,612 32.91%	4,776 33.75%	4,890 34.88%	4,975 35.15%	5,067 35.79%	5,393 39.73%	4,924 36.35%
	不燃ごみ	93 25.41%	89 24.52%	90 24.66%	104 26.53%	115 25.44%	109 26.65%	95 26.91%
	資源ごみ	162 9.47%	148 9.24%	152 10.11%	201 13.18%	167 11.53%	172 12.08%	193 14.05%
	粗大ごみ	84 36.36%	65 31.71%	74 34.26%	74 35.07%	62 28.18%	48 25.26%	42 23.33%
	小計	4,951 30.17%	5,078 30.94%	5,206 32.17%	5,354 32.72%	5,411 33.17%	5,722 36.59%	5,254 33.93%
集団回収		91 0.55%	90 0.55%	79 0.49%	79 0.48%	37 0.23%	40 0.26%	34 0.22%
合計 (集団回収含む)	可燃ごみ	14,015 85.39%	14,150 86.23%	14,019 86.63%	14,155 86.51%	14,156 86.78%	13,575 86.81%	13,546 87.47%
	不燃ごみ	366 2.23%	363 2.21%	365 2.26%	392 2.40%	452 2.77%	409 2.62%	353 2.28%
	資源ごみ	1,710 10.42%	1,602 9.76%	1,503 9.29%	1,525 9.32%	1,448 8.88%	1,424 9.11%	1,374 8.87%
	粗大ごみ	231 1.41%	205 1.25%	216 1.33%	211 1.29%	220 1.35%	190 1.21%	180 1.16%
	合計	16,413	16,410	16,182	16,362	16,313	15,638	15,487

※ 生活系及び事業系欄の各率は、各区分/合計欄各区分 (例 生活系可燃ごみ量/合計欄可燃ごみ量)

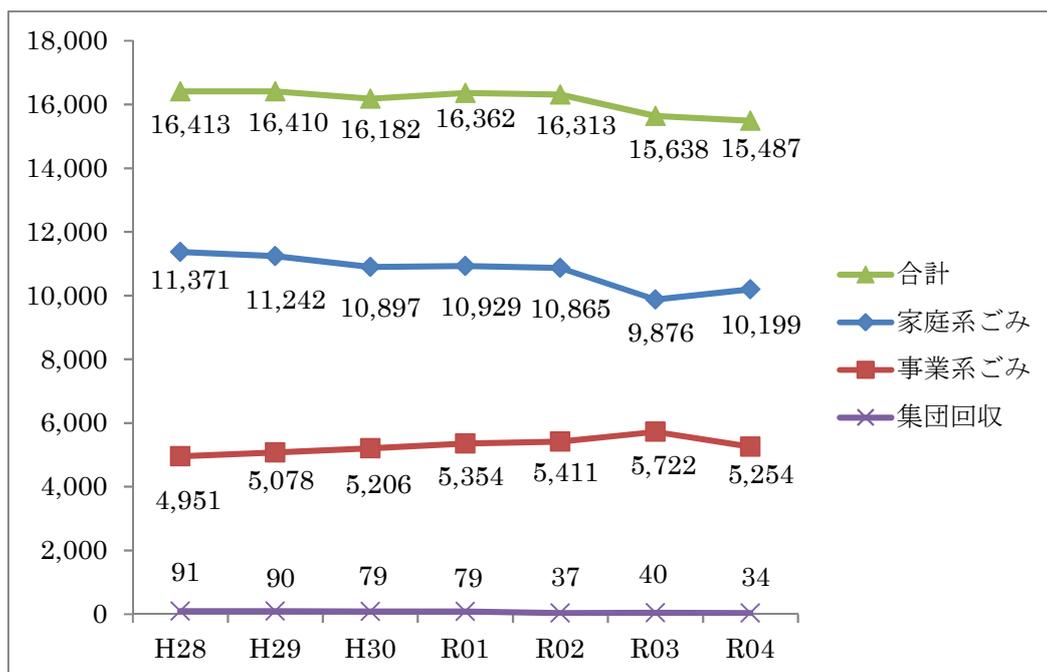
※ 集団回収欄の各率は、排出量合計に対する割合

※ 合計欄の率は排出量合計に対する各ごみの割合

- ① 生活系ごみにおける可燃ごみ及び資源ごみの排出量は、減少傾向にあります。不燃ごみ及び粗大ごみの排出量は、コロナウィルスによる生活環境の変化で一時的に増加したが、コロナ前より減少している。
- ② 事業系ごみにおける可燃ごみの排出量は、令和2年度、3年度はコロナ禍において、国のGotoトラベル施策の影響を受けてかどうかは不明ではあるが、一時的な増加をしたものの平成29年度並みに減少している。不燃ごみ及び粗大ごみの排出量は減少傾向にありますが、資源ごみは増加傾向にあります。

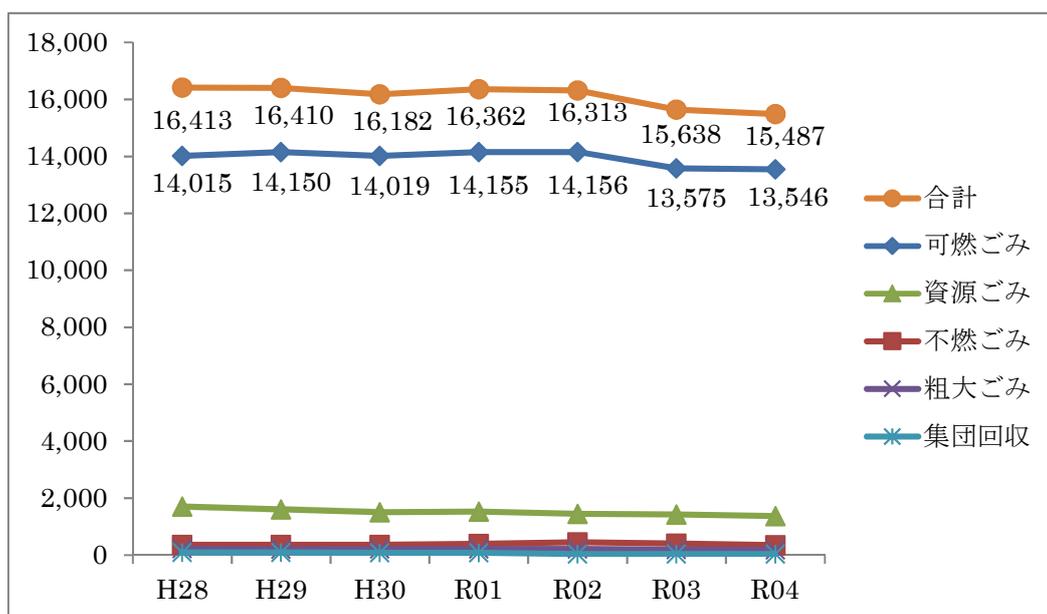
③ ごみの排出量合計は、直近7年間で平成28年度をピークに減少傾向にあり、平成28年度と比較すると926t、約5.64%減少していますが、可燃ごみは、同様に平成28年度と比較すると469t、3.35%の減少程度に留まっている状況です。

家庭系、事業系別ごみの排出量（縦軸：t 横軸：年度）



(2) ごみの種類別排出量

過去7年間のごみの種類別排出量（縦軸：t 横軸：年度）



(3) ごみの排出量原単位

【原単位】人口1人1日当たり排出するごみの量を表す単位 (g/人日)

過去7年間のごみ排出量原単位の実績を示します。

組合圏域

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
生活系	可燃ごみ		809	814	804	821	826	755	804	99.38%
	不燃ごみ		24	24	24	26	31	28	24	102.43%
	資源ごみ		133	126	119	118	116	116	110	82.69%
	粗大ごみ		13	12	12	12	14	13	13	101.74%
	小計		979	976	959	977	987	911	952	97.21%
事業系	可燃ごみ		397	415	430	445	460	498	459	115.71%
	不燃ごみ		8	8	8	9	10	10	9	110.71%
	資源ごみ		14	13	13	18	15	16	18	129.12%
	粗大ごみ		7	6	7	7	6	4	4	54.19%
	小計		426	441	458	479	492	528	490	115.01%
集団回収		8	8	7	7	3	4	3	40.49%	
合計	可燃ごみ		1,206	1,228	1,234	1,265	1,286	1,253	1,264	104.75%
	不燃ごみ		32	32	32	35	41	38	33	104.53%
	資源ごみ		147	139	132	136	132	131	128	87.08%
	粗大ごみ		20	18	19	19	20	18	17	84.45%
	集団回収		8	8	7	7	3	4	3	40.49%
	合計		1,413	1,425	1,424	1,463	1,482	1,443	1,445	102.27%
神奈川県原単位		872	859	846	848	836	818	—	—	
全国原単位		925	920	919	918	901	890	—	—	

※増加率は、平成28年度に対する令和4年度の値です。

- ① 生活系ごみの排出量原単位は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの排出量原単位の増加率は、ほぼ横ばい傾向ですが、資源ごみの排出量原単位は年々減少傾向にあります。

生活系ごみ全体(小計)では、コロナウィルスの影響により生活環境の変化から各年度間で増減はあるものの増加率は対28年度比較で約2.8%程度減少しています。

- ② 事業系の可燃ごみの排出量原単位は、国のGotoトラベル施策の影響を受けてかどうかは不明ではあるが、一時的な増加をしたものの令和4年度は減少したが、平成28年度と比較すると排出量原単位は64 g/人日、増加率は、約15%の増となっています。
- ③ 生活系及び事業系を合わせた合計では、資源ごみ及び粗大ごみの増加率は対28年度と比較してそれぞれ減少していますが、可燃ごみは平成28年度と比較すると排出量原単位は58 g/人日、増加率は、4.75%の増となっています。

また、排出量原単位（合計）の各年度を比較すると一時的な増減はありますが、神奈川県及び全国の原単位と比較してもかなり多い傾向です。

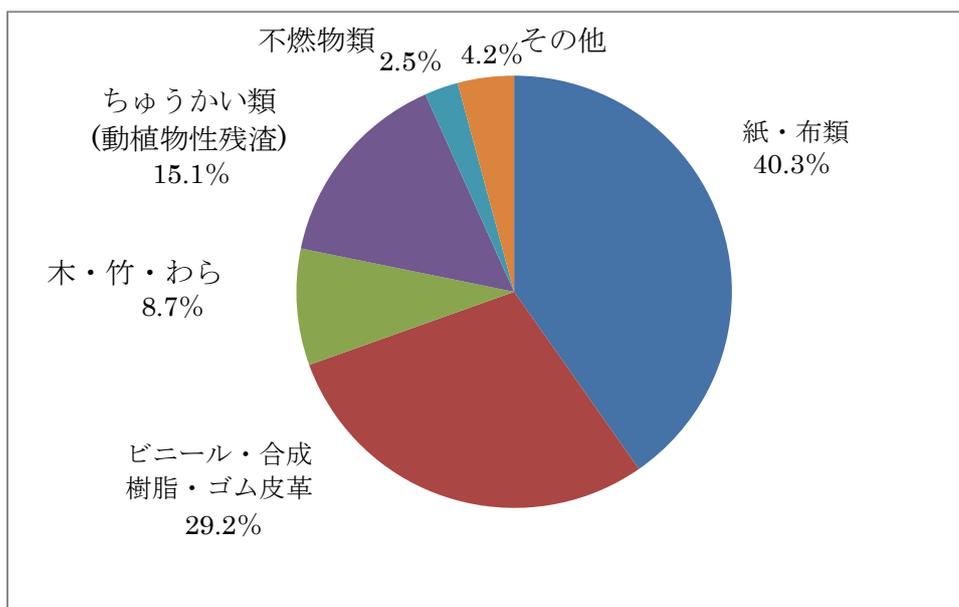
## 2 ごみの性状

組合では、可燃ごみのごみ質調査を年4回行っており、その結果の平均値を示します。

### (1) 可燃ごみの組成

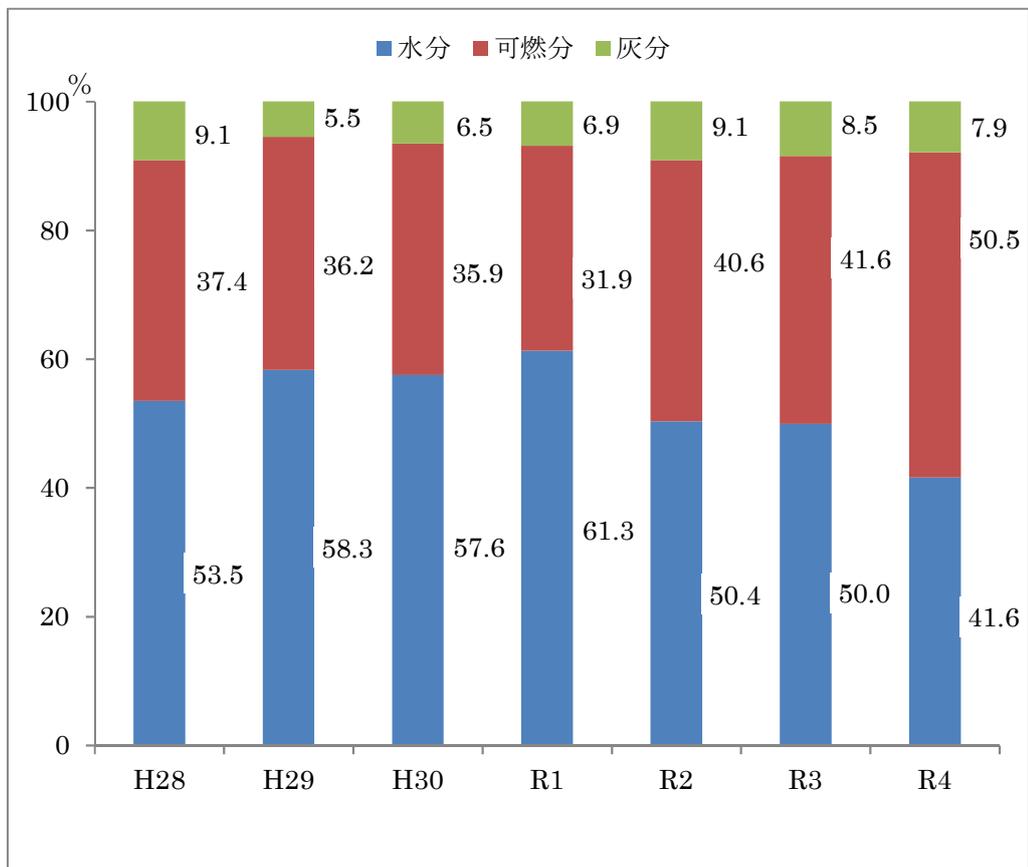
令和4年度における可燃ごみ中の種類別組成は、紙・布類が最も多く約40%以上を占め、次いでビニール類が多く、この2種類で約70%を占めています。

可燃ごみのごみ組成（令和4年度）

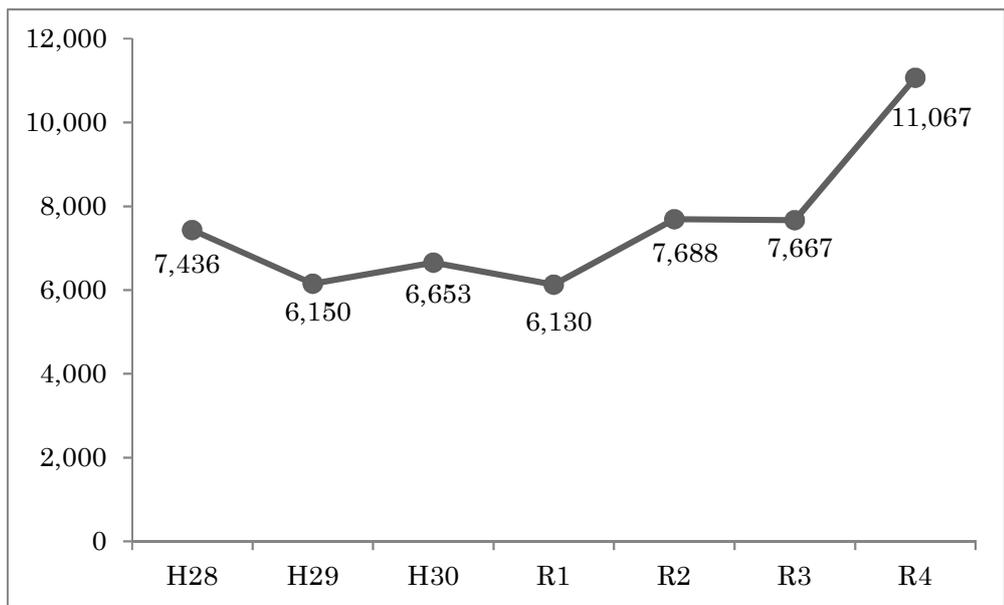


(2) 可燃ごみの三成分と低位発熱量

① 可燃ごみの三成分（可燃分、水分、灰分）の各年度平均値を示します。



② 低位発熱量の各年度平均値を示します。 (単位：kJ/kg)



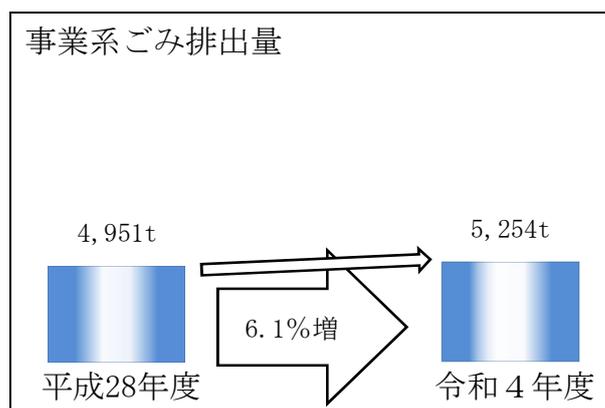
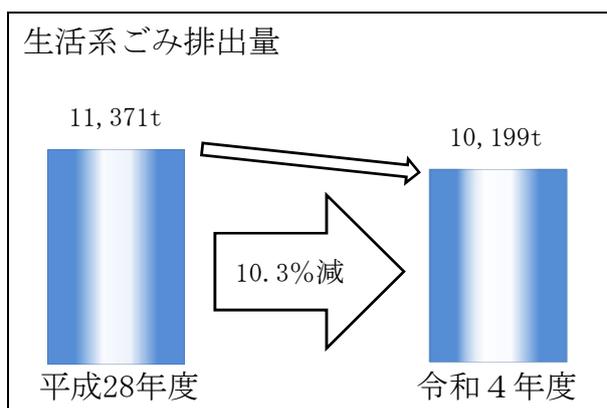
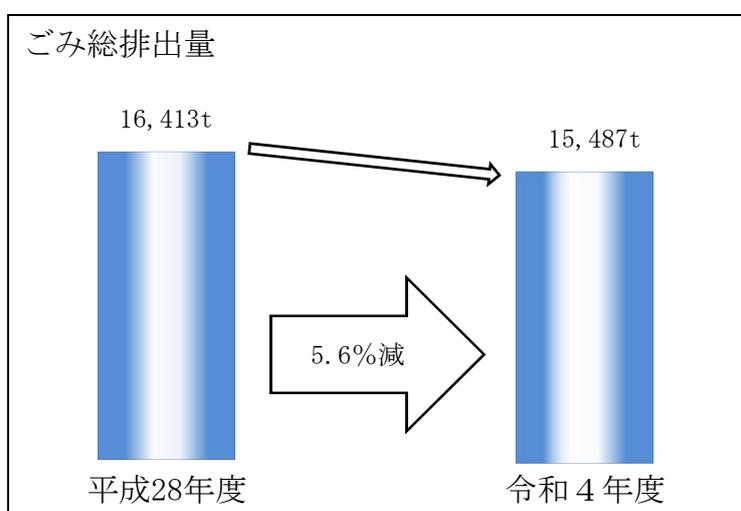
### 第3節 ごみの減量化、資源化等の実績

#### 1 ごみの減量化の実績

過去7年間の減量化の実績（平成28年度に対する令和4年度の値）は、次のとおりです。

##### (1) ごみの排出量

平成28年度に対して令和4年度は、ごみ総排出量は、5.3%の減少、生活系ごみは、10.3%の減に対し、事業系ごみは、6.1%の増加でした。

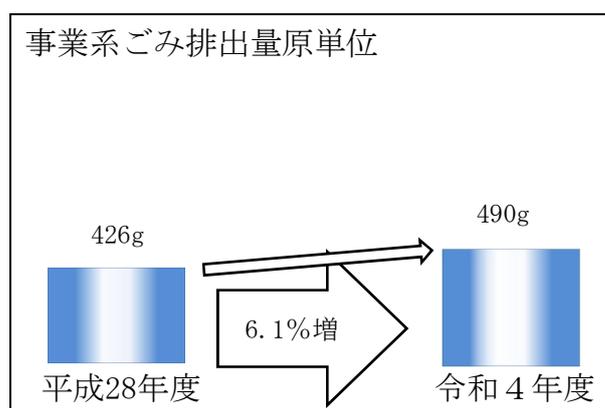
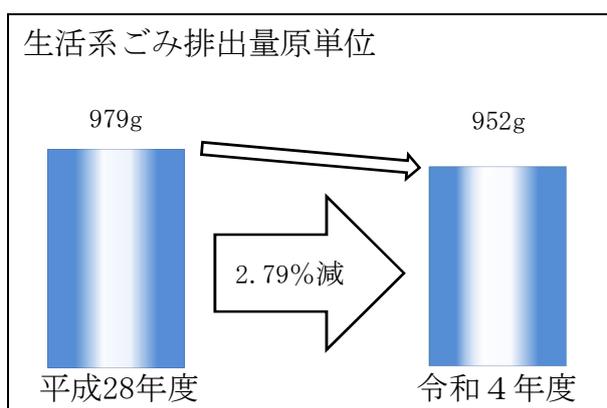
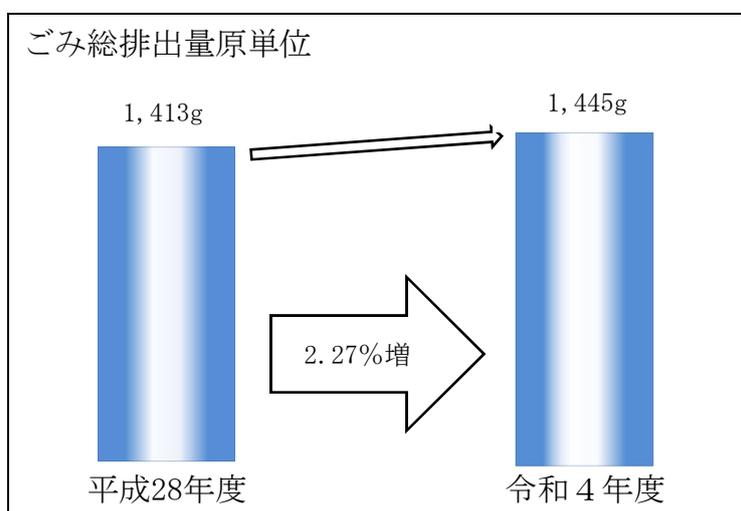


(2) ごみの原単位

人口の変動に影響されない原単位（人口1人1日当たり排出量）の値を用いて比較します。

① 平成28年度に対して令和4年度は、ごみ排出量原単位は、2.27%の増加となりました。これは、生活系ごみ排出量原単位は、2.79%の減であった一方で事業系ごみ排出量原単位が15.01%増加したことによるものと捉えます。

② 令和3年度時点での組合圏域のごみ排出量原単位1,443g/人日は、神奈川県原単位818g/人日及び全国原単位890g/人日と比較してもかなり多い状況です。



## 2 資源化の実績

過去7年間の資源化量及び資源化率は、次のとおりです。

- (1) 資源化量の推移は、令和元年度まで増減はあったもののそれ以後は、減少しています。
- (2) 資源化率は、平成30年度まで減少していましたが、令和元年度で一度増加したもののその後は、減少しています。

平成3年度における神奈川県のア平均資源化率は、24.7%、全国平均の資源化率は、19.9%であることから本組合の資源化率15.2%はかなり低い数値です。

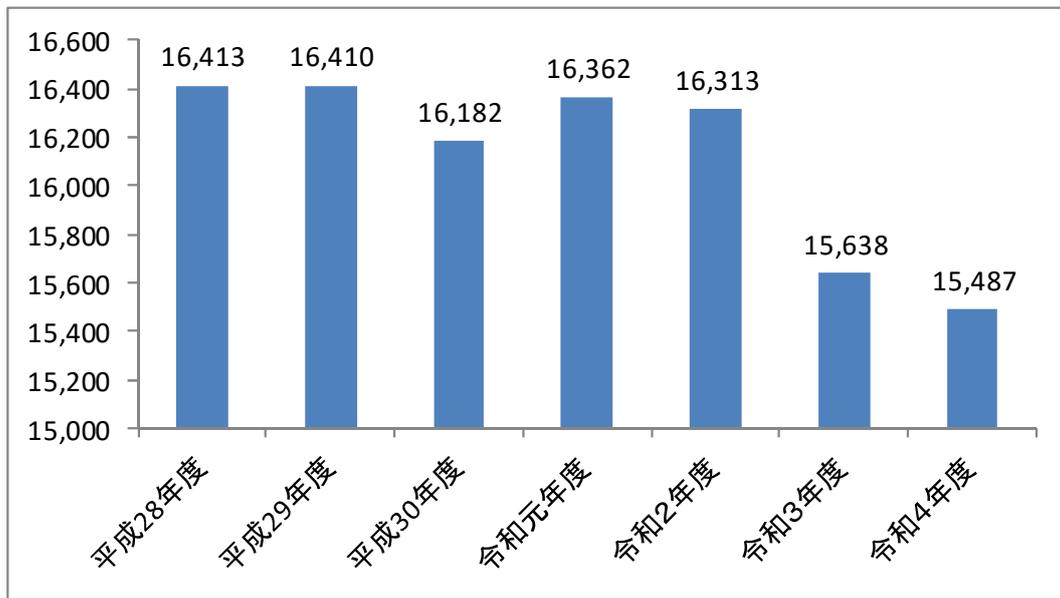
資源化量及び資源化率の実績

(単位：t/年)

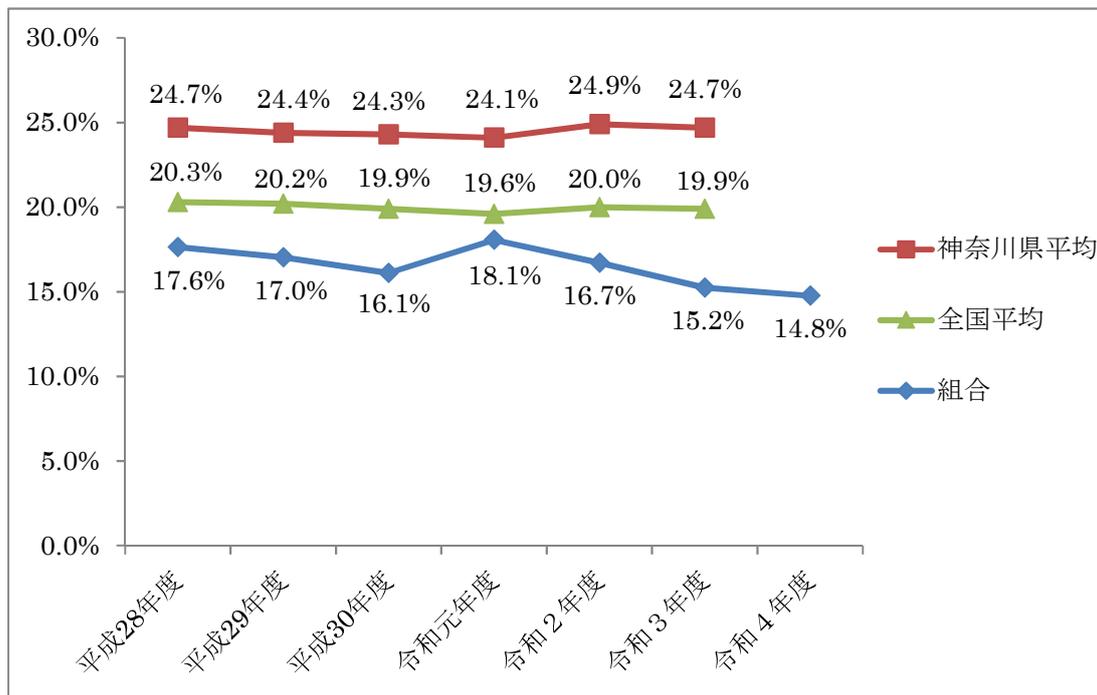
項目		年度						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入資源ごみ量	缶類	113	124	106	111	110	98	89
	びん・ガラス類	415	407	411	395	360	368	398
	紙類	966	944	818	814	775	768	714
	ペットボトル	104	62	108	99	95	92	83
	その他	4	3	6	7	6	9	0
	直接搬入資源	112	61	71	100	104	98	90
	搬入資源ごみ量計	1,714	1,601	1,520	1,526	1,450	1,433	1,374
資源化量	粗大ごみ処理回収量	2,698	2,749	2,576	2,877	2,689	2,342	2,252
	焼却残渣からの資源化量	105	68	67	0	0	0	0
	集団回収	91	90	79	79	37	40	34
	資源化量計	2,894	2,907	2,722	2,956	2,726	2,382	2,286
ごみの総排出量		16,413	16,410	16,182	16,362	16,313	15,638	15,487
資源化率		17.6%	17.7%	16.8%	18.1%	16.7%	15.2%	14.8%
神奈川県資源化率		24.7%	24.4%	24.3%	24.1%	24.9%	24.7%	
全国資源化率		20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	

※搬入資源ごみ量と資源化量は、粗大処理施設等で処理した後の粗大ごみ等から回収物があるため数値が違うものです。

ごみ総排出量（縦軸単位：t/年）



資源化率



## 第4節 ごみ処理状況

### 1 収集運搬の状況

#### (1) 収集運搬の状況

##### ① 収集運搬の状況

##### 湯河原町

ごみの種類	収集形態	収集方式
可燃ごみ	指定袋	ステーション
不燃ごみ	袋	ステーション
資源ごみ	びん	専用コンテナ 専用ステーション
	カン	専用コンテナ 専用ステーション
	ダンボール 紙パック	ひも十字結束 ステーション
	ペットボトル	袋 ステーション
	新聞・雑かみ	ひも十字結束 ステーション
	古着・ペットボト ルキャップ	袋 拠点
粗大ごみ	有料申込制	個別収集
小型家電	専用ボックス	拠点
廃食用油	ペットボトル	拠点

##### 真鶴町

ごみの種類	収集形態	収集方式
可燃物	指定袋	ステーション
不燃物	袋	ステーション
資源	ビン	指定袋 ステーション
	カン	袋 ステーション
	紙パック	ひも十字結束 ステーション
	ペットボトル	袋 ステーション
	新聞・雑紙	ひも十字結束 ステーション
	ダンボール	ひも十字結束 ステーション
粗大ごみ	有料収集券購入	ステーション
小型家電	専用ボックス	拠点

##### ②受入時間

##### 組合への直接搬入受入時間

持込ごみの 受付時間	月～金	8：30～11：30、13：00～16：30
	土、祝日	8：30～11：30
	日曜日は休み	

(2) 分別の状況

分別区分、収集頻度等は次のとおりです。

収集対象ごみ		収集方式	収集・運搬	収集頻度（単位：回）	
				湯河原町	真鶴町
可燃ごみ		ステーション	湯河原町：委託	3／週	3／週
不燃ごみ		ステーション		1／月	2／月
粗大ごみ		予約・指定場所		2／月	2／月
資源ごみ	容器包装リサイクル法	びん	湯河原町：委託 （粗大ごみ、古着のみ 直営）	1／隔週	1／隔週
		カン		1／隔週	1／隔週
		ダンボール		2／月	1／月
		紙パック		2／月	1／月
		ペットボトル		2／月	1／隔週
	上記以外	新聞	真鶴町：委託	1／月	1／月
		雑紙・その他紙		1／月	1／月
		古着		1／月	1／月
	廃食用油		拠点	湯河原町：直営	1／月

(3) 収集や処理ができないごみ

項目	品目
危険なもの	プロパンボンベ、ガソリン、灯油、火薬類、化学製品、塗料など
有害、有毒性のあるもの	薬品類、農薬類、毒物、廃油など
処理できないもの	自動車部品、オートバイ部品、バッテリー、ホイール、タイヤ、風呂桶、風呂釜、消火器、金庫、ピアノ、業務用機器、トタン（亜鉛鉄板・ビニール板）、塩ビ管などの建築材料、石、土、レンガ、コンクリート、ブロックなど
特定家電5品目	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、パソコン用ディスプレイ
事業から出るごみ	多量の食品、紙、ダンボールなど

## 2 ごみの処理及び処分量の実績

本組合の平成28年度から令和4年度（過去7年間）のごみの排出量及び焼却量、焼却率、最終処分量及び最終処分率

（用語の説明）

焼却率 : 全ごみ量のうち、焼却された割合（焼却量÷ごみ排出量）

最終処分率: 全ごみ量のうち最終処分された割合（最終処分量÷ごみ排出量）

①本組合の焼却率は、一時的な減少はありましたが、近年は増加傾向にあります。

②最終処分率は、増加傾向にあります。

ごみの処理及び処分量の実績

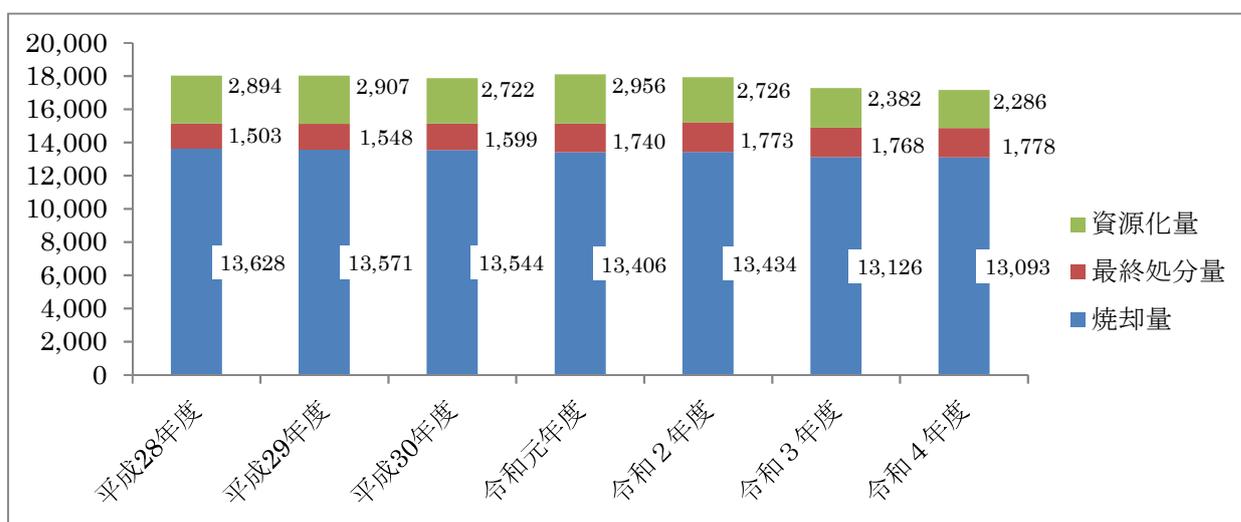
（単位：t）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総排出量	16,413	16,410	16,182	16,362	16,313	15,638	15,487
排出量	16,322	16,320	16,103	16,283	16,276	15,598	15,453
焼却量	13,628	13,571	13,544	13,406	13,434	13,126	13,093
焼却率	83.49%	83.16%	84.11%	82.33%	82.54%	84.15%	84.73%
最終処分量	1,503	1,548	1,599	1,740	1,773	1,768	1,778
最終処分率	9.16%	9.43%	9.88%	10.63%	10.87%	11.31%	11.48%
資源化量	2,894	2,907	2,722	2,956	2,726	2,382	2,286

※粗大ごみ処理施設からの不燃残渣は最終処分し、可燃残渣は焼却処分するなど排出されたごみが他の処理処分に回るものがあるため、合計は、排出量より多くなります。

処理・処分別ごみの量の実績

（単位：t/年）



### 3 中間処理の概要

本組合では、可燃ごみは湯河原美化センターで焼却、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは粗大ごみ処理施設及び選別処理施設で処理を行っています。

#### 焼却施設の概要

施設名	湯河原美化センター
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合
所在地	湯河原町吉浜2021番地の95
処理能力	70t/日 (35t/16時間×2炉)
処理方式	準連続燃焼式ストーカ炉
処理開始年	平成9年7月 (1997年7月)

#### 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	粗大ごみ処理施設		選別処理施設	
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合			
所在地	湯河原町吉浜2021番地の81		湯河原町吉浜2021番地の100	
処理能力	不燃・粗大	廃木材	ペットボトル	びん
	24t/5時間	19t/3時間	1.5t/5時間	4.8t/5時間
処理方式	破碎・選別	粉碎	選別・圧縮	
処理開始年	平成2年9月 (1990年9月)	平成11年7月 (1999年7月)	平成13年4月 (2001年4月)	

#### 4 最終処分の概要

湯河原美化センターで発生する焼却灰は、本組合のセメント混練施設で処理後、最終処分場で埋め立て処理しています。

##### セメント混練施設の概要

施設名	セメント混練施設
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合
所在地	湯河原町吉浜2021番地の100
処理能力	21t/5時間
処理方式	セメント混練処理
処理開始年	平成30年12月（2018年12月）

##### 最終処分施設の概要

施設名	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合
所在地	湯河原町吉浜2021番地の81
埋立面積	5,649m <sup>2</sup>
埋立容積	77,350m <sup>3</sup>
埋立開始時期	平成31年4月（2019年4月）
埋立終了時期	令和41年3月（2059年3月）（予定）

#### 5 有料化の状況

本組合構成町では、粗大ごみの収集処理に次の金額を徴収しています。

##### 有料化の状況（令和6年2月現在）

	ごみの種類	手数料	備考
湯河原町	粗大ごみ	500円／品	1辺が50cm以上
真鶴町			2m未満のもの

また、湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例に規定する1回の搬入量が100kgを超える一般廃棄物及び家屋解体木くずの処理手数料として、1kgにつき20円を徴収しています。

## 6 ごみ処理費用

### (1) 処理費の実績

平成28年度から令和4年度の本組合におけるごみの処理経費は、次のとおりです。

令和4年度の処理経費総額は約453,500千円で、平成28年度と比較して約59,000千円増額しています。

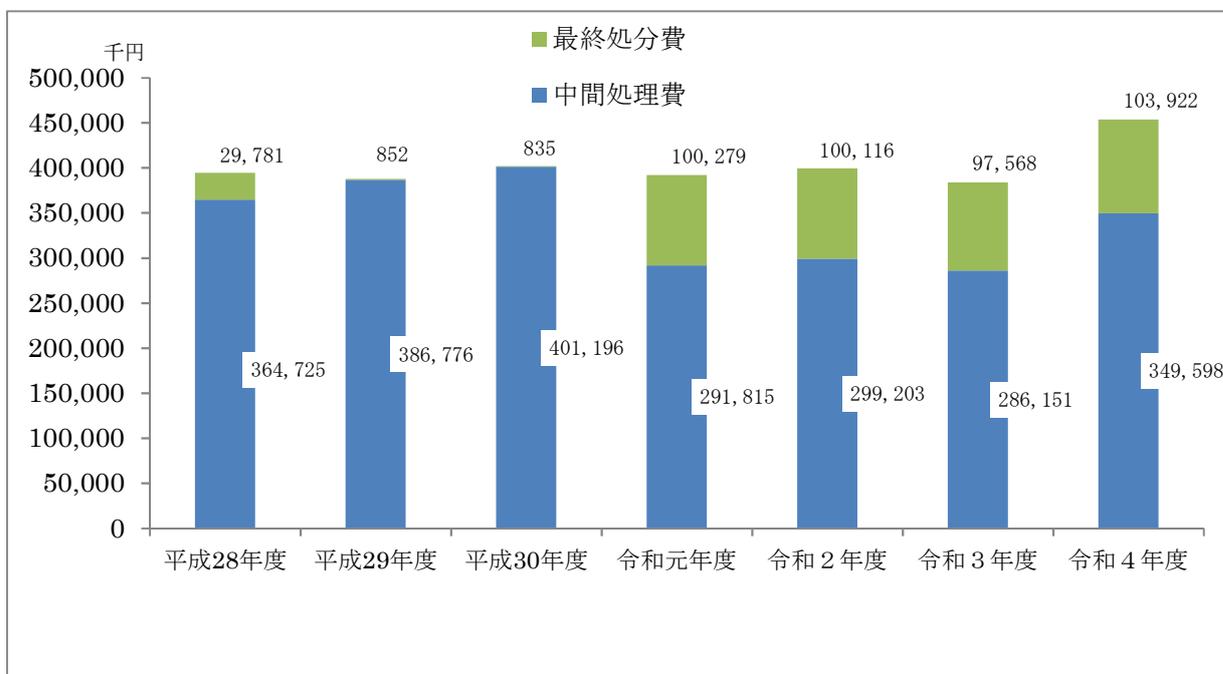
中間処理費において、令和3年度と比較して令和4年度が増額している事由は、電気料金及び基幹改良に伴う委託料の増額によるものです。

また、最終処分費が令和元年度から増額している事由は、最終処分場埋立開始に伴う施設運転管理委託料によるものです。

ごみ処理経費の実績

(単位：千円)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中間処理費	364,725	386,776	401,196	291,815	299,203	286,151	349,598
最終処分費	29,781	852	835	100,279	100,116	97,568	103,922
総 額	394,506	387,628	402,031	392,094	399,319	383,719	453,520



(2) 処理単価

本組合の人口1人当たりの処理費用は次のとおりです。

令和4年度におけるごみ1t当たりの処理費用は29,350円で、人口1人当たりの処理費は、15,280円です。

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中間処理費	千円	364,725	386,776	401,196	291,815	299,203	286,151	349,598
最終処分費	千円	29,781	852	835	100,279	100,116	97,568	103,922
総 額	千円	394,506	387,628	402,031	392,094	399,319	383,719	453,520
ごみ排出量	t/年度	16,322	16,320	16,103	16,283	16,276	15,598	15,453
1t当たり	千円/t	24.17	23.75	24.97	24.08	24.53	24.60	29.35
人 口	人	32,359	31,827	31,559	31,125	30,645	30,148	29,687
1人当たり	千円/人	12.19	12.18	12.74	12.60	13.03	12.73	15.28

## 第5節 一般廃棄物処理システムによる評価

**組合構成町と類似する都市との比較を行い、ごみ処理の課題抽出の参考とします。**

「ごみ処理基本計画策定指針」では、ごみ処理の実績を基に市町村は分別収集区分や処理方法の一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとしている。

この指針に基づき、湯河原町及び真鶴町での一般廃棄物処理システムにおいて、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討することとします。

システム分析にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール：令和3年度実績版」を用いて実施しており、使用している数値の取り扱いが異なるため、数値に一致しない場合がある。

### 1 湯河原町

#### (1) 類似都市の抽出

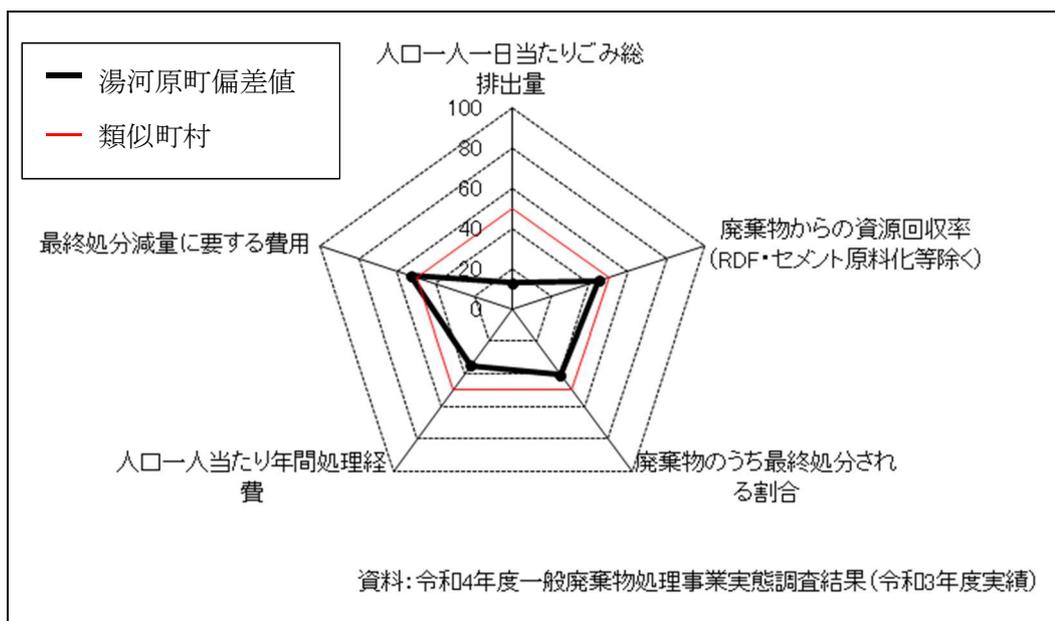
湯河原町の都市特性により類似都市124町村がシステムから抽出された。湯河原町及び類似都市の概要は次のとおりです。

湯河原町	人 口	24,199人（令和3年度）	
	産 業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率：96.8% Ⅲ次人口比率：79.8%	
類似都市の概要	都市形態	町村	類似町村数：124
	人口区分	V	人口20,000人以上
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、 Ⅲ次人口比60%以上

(2) 類似都市との比較

類似都市と湯河原町の比較結果は、次のとおりです。

標準的な指標		人口1人1日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口1人当たりの年間処理経費	最終処分減量に要する費用
単位		kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似都市	平均	0.882	0.186	0.068	14,009	43,571
	最大	1.493	0.509	0.168	27,750	112,186
	最小	0.666	0.064	0	4,462	14,223
	標準偏差	0.15	0.075	0.047	4,956	16,245
湯河原町実績		1.44	0.147	0.113	21,428	39,257
湯河原町偏差値		12.8	44.8	40.4	35.0	52.7



注 類似都市の平均値を 50 として、湯河原町の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置されます。

上記の表及びグラフから、湯河原町は類似都市と比較して次のことが言えます。

① 人口1人1日当たりごみの総排出量

人口1人1日当たりのごみの総排出量は、類似都市平均値が882g/人・日に対し、湯河原町1,440g/人・日と、湯河原町が多い。

② 廃棄物からの資源回収率

資源回収率は、類似都市平均が 18.6% に対し、湯河原町 14.7% であり、湯河原町が 3.9% 低い。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合（ごみ 1 t あたりの最終処分量）は、類似都市平均 0.068 t に対し、湯河原町 0.113 t と、湯河原町は 0.045 t ほど多い。

④ 人口 1 人当たり年間処理経費

人口 1 人当たり年間処理経費は、類似都市平均 14,009 円に対し、湯河原町 21,428 円と、7,419 円も高くなっている。

⑤ 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、次の式で表す。

$$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

ごみを減量化するために必要な費用であり、類似都市平均で 43,571 円/t に対し、湯河原町 39,257 円/t と 4,314 円/t ほど安い。

## 2 真鶴町

(1) 類似都市の抽出

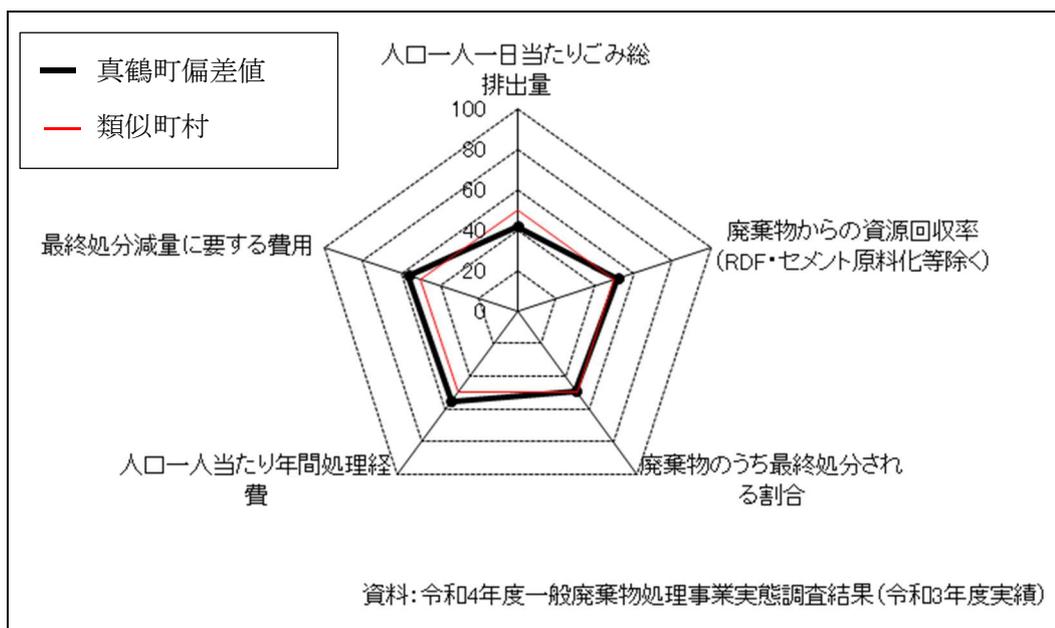
真鶴町の都市特性により類似都市 114 町村がシステムから抽出された。真鶴町及び類似都市の概要は次のとおりです。

真鶴町	人 口	7,007 人（令和 3 年度）	
	産 業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率：97.1% Ⅲ次人口比率：76%	
類似都市の概要	都市形態	町村	類似町村数：114
	人口区分	Ⅱ	人口 5,000 人以上 10,000 人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、 Ⅲ次人口比 60%以上

(2) 類似都市との比較

類似都市と真鶴町の比較結果は、次のとおりです。

標準的な指標		人口1人1日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率（RDF除く）	廃棄物のうち最終処分される割合	人口1人当たりの年間処理経費	最終処分減量に要する費用
単位		kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似都市	平均	0.936	0.16	0.1	18,476	60,780
	最大	1.907	0.425	0.796	51,966	497,614
	最小	0.04	0	0	5,260	14,038
	標準偏差	0.248	0.082	0.096	9,251	50,910
真鶴町実績		1.145	0.174	0.111	13,722	28,236
真鶴町偏差値		41.6	51.7	48.9	55.1	56.4



注 類似都市の平均値を 50 とし、真鶴町の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置されます。

上記の表及びグラフから、真鶴町は類似都市と比較して次のことが言えます。

① 人口1人1日当たりごみの総排出量

人口1人1日当たりごみの総排出量は、類似都市平均値が936g/人・日に対し、真鶴町1,145g/人・日と、真鶴町が多い。

② 廃棄物からの資源回収率

資源回収率は、類似都市平均が16.0%に対し、真鶴町17.4%であり、真鶴町が1.4%高い。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合(ごみ1tあたりの最終処分量)は、類似都市平均0.1tに対し、真鶴町0.111tと、真鶴町は0.011tほど多い。

④ 人口1人当たり年間処理経費

人口1人当たり年間処理経費は、類似都市平均18,476円に対し、真鶴町13,722円と、4,754円安い。

⑤ 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、次の式で表す。

$$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

ごみを減量化するために必要な費用であり、類似都市平均で60,780円/tに対し、真鶴町28,236円/tと32,544円/t安い。

## 第6節 問題点と課題

本組合及び組合構成町のごみの収集・運搬及び処理・処分に係る問題点と課題を示します。

### 1 ごみの発生抑制と排出抑制

組合構成町の、1人1日当たりのごみの排出量（原単位）は、平成28年度（1,413g）に比べて令和4年度（1,445g）は2.27%増加している。また、神奈川県及び国の平均原単位に比べて、かなり高い状況である。

家庭系ごみの原単位は、平成28年度（979g）に比べて平成23年度（952g）は、2.79%減少したが、事業系ごみの原単位は、15.01%増加した。そのため、重点的に事業系ごみの減量化を図る必要がある。

したがって今後は、住民及び事業者に対し、「ごみとなる物を発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を講じていく必要がある。

### 2 住民・事業者・行政との協働

ごみの排出抑制及び資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び資源化に取り組むことが必要である。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みに負うところが大きいため、本組合は構成町と協力し、住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底などの取り組みを支援していく必要がある。

### 3 資源化率の向上

ごみの種類別の排出量を見ると、家庭系、事業系ともに可燃ごみの割合が非常に高い。可燃ごみには、分別収集して資源化している古紙や布類も多く含まれており、資源化が可能なながらも焼却されている。そのため、住民や事業者に対して、さらに啓発していく必要がある。また、容器包装プラスチックの分別収集を行っていないため焼却されている。

今後は、ごみ処理の広域化を視野に入れて分別区分の見直し等を実行し、資源となる物、特に容器包装プラスチック及びプラスチック使用製品の分別収集や、紙類を資源ごみとして出すことの徹底などの住民意識の啓発等の資源化施策を講じる必要がある。

#### 4 収集・運搬

現在の収集運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように収集・運搬を行っている。将来は、地域による人口の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しを行うことも必要である。また、収集運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

#### 5 ごみ処理経費の合理化

本組合のごみ量は、平成29年度以後減少傾向で推移している。また、焼却施設等の維持管理費にも平成21年度は若干減少したものの大きな変化はない。そのため、人口1人当たり及びごみ1t当たりのごみ処理経費は、減少する傾向にある。また、ごみ処理経費は類似都市に比べて高い状況である。

一方、安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいが、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

また、ごみ処理費用の合理化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」などの活用を検討し、コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める必要がある。

#### 6 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題につながるため、その対応が不可欠である。

廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出を抑制することが求められている。

経済性、効率性及び温室効果ガス発生等の総合的な検討を行い、地球温暖化防止への配慮を行う必要がある。

#### 7 ごみ処理の広域化

湯河原町、真鶴町、小田原市、箱根町で構成するごみ処理の広域化を計画としている。したがって、ごみ処理の広域化を見据えて、1項から6項に述べた課題を本組合及び組合構成町で検討する必要がある。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の基本事項

ごみ処理計画の基本理念及び基本方針を定めます。

#### 1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとする。

○3R+1R=4Rを中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。

○循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。

○環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確立する。

#### 2 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

##### (1) 3R+1R=4Rの推進と促進

今までの3Rに加え、ごみになる物は発生源から断る、辞退することを推進します。

① ごみの発生を抑制する Reduce (リデュース)

ごみの量を減らしましょう。

② 断る、辞退する Refuse (リフューズ)

ごみになる物は発生源から絶ちましょう。

③ 再使用する Reuse (リユース)

繰り返し使いましょう。

④ 資源化する Recycle (リサイクル)

資源をリサイクルしましょう。

ごみの発生抑制に加え、ごみになる物は発生源から絶ち、再使用に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用に取り組む。これにより、可能な範囲でごみを出さない循環型まちづくりを目指します。

ごみの発生抑制及び断る、辞退する並びに再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、本組合及び組合構成町は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。

再生利用等にあたっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。

また、再生利用を促進するために、家庭系ごみに対しては、集団回収の促進、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置推進などの多様な資源化施策を行う。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、本組合及び組合構成町の役割は事業者が排出する廃棄物をできる限り少なくし、事業者の経済負担を少なくすると共に、可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行う。

## (2) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築

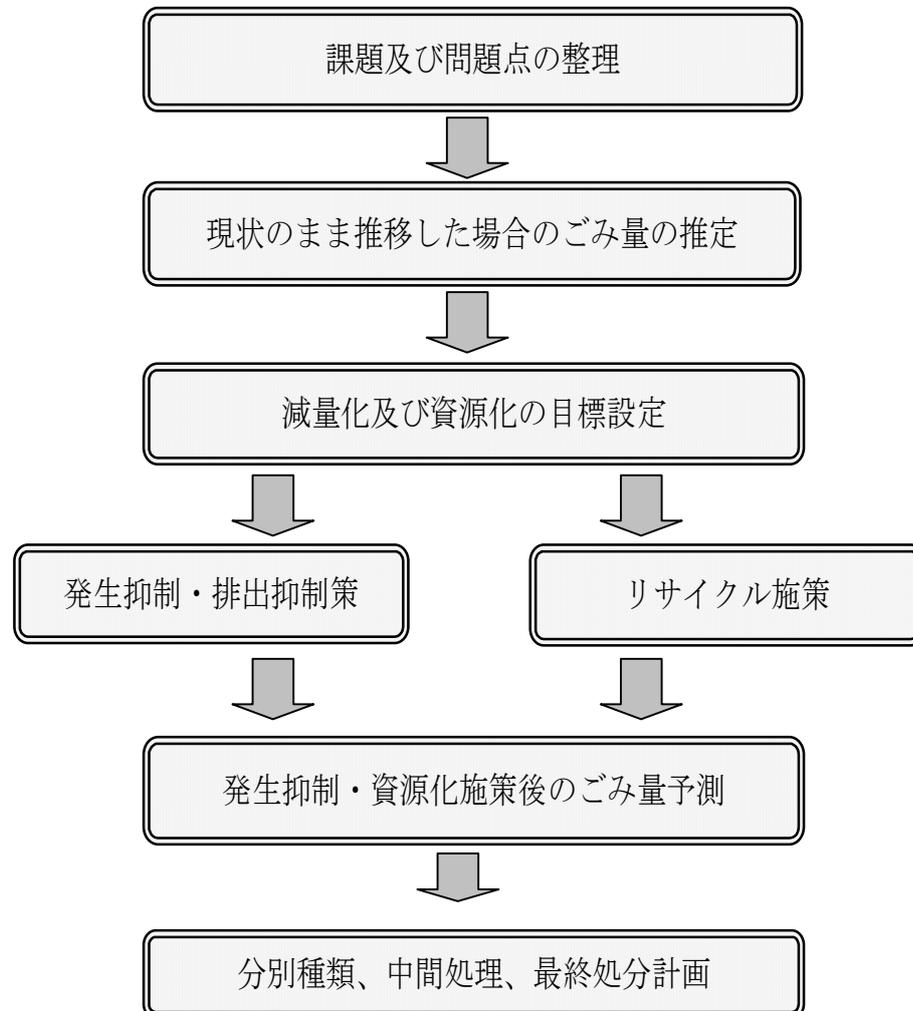
ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。

## (3) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して4Rの推進など、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。

### 3 計画策定のプロセス

本計画では将来のごみ収集量及び処理に関して、次に示すフローに沿って計画を策定した。



#### 4 目標達成のための4R体系

基本理念における4R体系の概念を示します。

目標達成のため、①発生抑制（リデュース）、②断る、辞退する（リフューズ）③再使用（リユース）の3Rを推進し、それでも排出されるごみは、④再生利用（リサイクル）を促進する。



住民や事業者は、まず発生抑制、断る、辞退する、再使用を行うことを最優先として行動する。

それでも発生したごみは、経済性、効率性の可能な範囲でリサイクルを行う。

すなわち、4Rのうちでも、発生抑制、断る、辞退すると再使用を最重要課題とする。

## 第2節 ごみ排出量等の予測

### 1 人口予測

神奈川県人口統計（各年10月1日）の人口に国立社会保障人口問題研究所が公表している人口の減少率を乗じて湯河原町及び真鶴町の将来人口を予測する。

令和4年の組合圏域の人口29,366人に対し、令和15年の組合圏域の人口予測は、25,905人で88.21%（-11.79%）まで減少が予測される。

（単位：人）

	神奈川県人口統計		国立社会保障 人口問題研究所		人口予測	
	湯河原町	真鶴町	湯河原町	真鶴町	湯河原町	真鶴町
令和2年	23,426	6,722	23,426	6,722		
令和3年	23,089	6,598				
令和4年	22,855	6,511				
令和5年	22,473	6,346				
令和6年					22,286	6,266
令和7年			21,999	6,152	21,999	6,152
令和8年					21,713	6,037
令和9年					21,427	5,922
令和10年					21,141	5,807
令和11年					20,855	5,692
令和12年			20,566	5,576	20,566	5,576
令和13年					20,270	5,460
令和14年					19,974	5,344
令和15年					19,678	5,228

## 2 ごみ排出量の予測

平成28年度から令和4年度までの過去7年間の実績を基に、現状のまま推移した場合の、将来のごみ収集形態別排出量及びごみの種類別排出量の予測を示します。

- ① 令和4年度に対する令和15年度におけるごみの量は、生活系ごみ量は16.55%減少するが、事業系ごみ量は13.40%増加する。総排出量としては、6.38%の減少が予測される。
- ② 生活系ごみは、それぞれのごみ全てにおいて減少が見込まれる。
- ③ 事業系ごみは、可燃ごみが占める割合が多いため、排出量は増加する。

ごみ排出量予測（このまま推移した場合）（単位：t）

項目	年度	実績値		予測値	増減率 (R15/H04)
		H28	R04	R15	
人 口（人）		31,827	29,366	24,906	-15.19%
生活系	可燃ごみ	9,403	8,622	7,396	-14.22%
	不燃ごみ	273	258	233	-9.62%
	資源ごみ	1,548	1,181	758	-35.82%
	粗大ごみ	147	138	123	-10.67%
	小計	11,371	10,199	8,511	-16.55%
事業系	可燃ごみ	4,612	4,924	5,570	13.13%
	不燃ごみ	93	95	99	4.01%
	資源ごみ	162	193	273	41.25%
	粗大ごみ	84	42	16	-61.60%
	小計	4,951	5,254	5,958	13.40%
集団回収		91	34	30	-11.76%
合計 (集団回収含む)	可燃ごみ	14,015	13,546	12,967	-4.28%
	不燃ごみ	366	353	332	-5.95%
	資源ごみ	1,710	1,374	1,031	-24.99%
	粗大ごみ	231	180	139	-22.55%
	合計	16,413	15,487	14,499	-6.38%

### 3 ごみ原単位の予測

現状のまま推移した場合のごみの原単位予測を示します。

- ① 令和4年度に対し、令和15年度のごみの原単位は、生活系ごみは、1.61%減少するが、事業系ごみは、33.70%増加する見込みです。これにより、全体（合計）で、10.32%増加する見込みです。
- ② 生活系の可燃ごみは、1.15%の増加でほぼ横ばいです。
- ③ 事業系の可燃ごみは、排出量の増加に伴い、原単位は、33.38%増加の見込みです。

ごみの種類別原単位予測 (単位：g/人日)

項目	年度	実績値		予測値 R15	増加率 (R15/R04)
		H28	R04		
生活系	可燃ごみ	809	804	814	101.15%
	不燃ごみ	24	24	26	106.56%
	資源ごみ	133	110	83	75.67%
	粗大ごみ	13	13	14	105.33%
	小計	979	952	936	98.39%
事業系	可燃ごみ	397	459	613	133.38%
	不燃ごみ	8	9	11	122.64%
	資源ごみ	14	18	30	166.54%
	粗大ごみ	7	4	2	45.28%
	小計	426	490	655	133.70%
集団回収		8	3	3	100.00%
合計	可燃ごみ	1,206	1,264	1,426	112.86%
	不燃ごみ	32	33	37	110.89%
	資源ごみ	147	128	113	88.44%
	粗大ごみ	20	17	15	91.32%
	集団回収	8	3	3	100.00%
	合計	1,413	1,445	1,594	110.32%

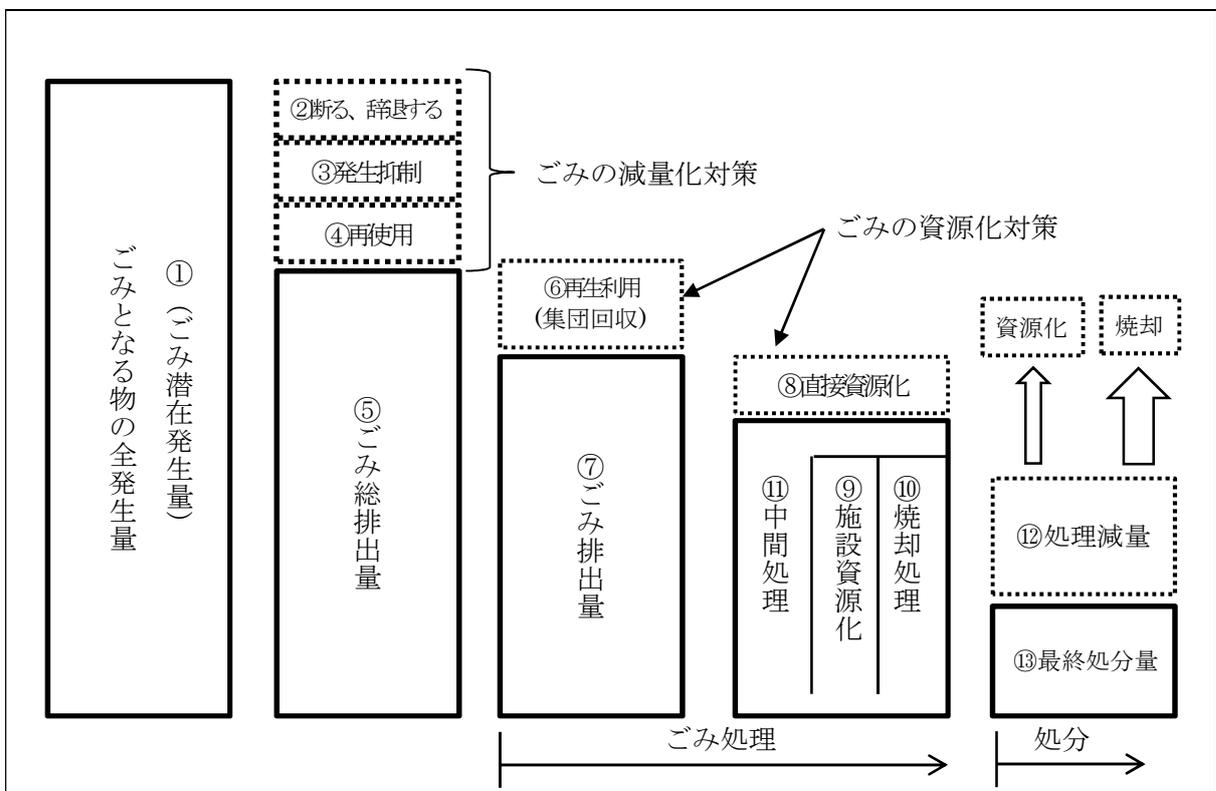
### 第3節 ごみ処理基本計画の目標値

計画目標年度における減量化及び資源化等の目標値を定めます。

#### 1 基本的な考え方

ごみ減量・資源化を検討するにあたり、ごみ発生及び処理処分概念を示します。

循環型社会の基本理念に従い、ごみの減量・資源化を推進するために発生抑制と再使用に重点を置いた対策へ転換していくことが重要な目標です。



①ごみ潜在発生量：潜在ごみを含め、組合構成町で発生する全ごみ量 (②+③+④+⑤)

②断る、辞退する：マイバックを持参し、レジ袋を断る。使い捨て用品をもらわない。

③発生抑制：生ごみの堆肥化など、ごみそのものを発生させない。ごみとなる物が少なくなるように行動しましょう。

④再使用：ごみになる可能性のあったものを修理して使ったり、リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用しましょう。

⑤ごみ総排出量：②、③、④できずにごみになる量 (⑥+⑦)

⑥再生利用：収集とは別に集団回収などにより再生利用される量

⑦ごみ排出量：収集及び事業系ごみの許可収集量と組合処理施設に持ち込まれるごみの量

	の合計 (⑧+⑩)
⑧直接資源化	: 組合施設で処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量 (例: 紙類、布類など)
⑨施設資源化	: 組合資源化施設で選別などを行うもの (例: 缶類、びん類など)
⑩焼却処理	: 可燃ごみや可燃残渣を焼却により減量化すること
⑪中間処理	: 焼却施設、粗大ごみ処理施設及び資源化施設で処理される量
⑫処理減量	: 焼却や資源化により減量された量
⑬最終処分量	: 焼却灰、処理した不燃残渣など最終処分 (埋立) を行う量

住民、事業者及び行政が協働して取り組む 3 R + 1 R の具体的な取り組みを次に示します。

### 3 R + 1 R

- Refuse (リフューズ) : 断る、辞退する
- Reduce (リデュース) : 発生を抑制する
- Reuse (リユース) : 再使用する
- Recycle (リサイクル) : 資源化する

また、神奈川県循環型社会づくり計画における県民、事業者、市町村、県の役割分担に沿って取り組んでまいります。

日常生活や事業活動に起因する廃棄物の課題について、廃棄物処理法及び国の基本方針に基づく適切な役割分担と連携のもと、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら取組を進めていきます。

#### (1) 町民の役割

町民は、廃棄物問題を自らの問題として理解して、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努め、生活様式を大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型へ見直し、環境に配慮した製品及び環境の視点を持った店舗を選ぶとともに、食品ロスの削減や町による分別収集など 4 R の推進に向けた施策に協力します。

#### (2) 事業者の役割

排出事業者は、生産工程や流通過程において、可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、廃棄物として排出するものについては、適正な処理を行います。また、自ら生産する製品について、設計

の工夫などにより、消費や廃棄の段階での廃棄物の削減に努め、廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めます。

- (3) 市町村の役割 市町村は、その区域内の一般廃棄物について、排出抑制、再使用、再生利用の推進 と、安全安心な廃棄物処理を進めるとともに、循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組を促進する役割を担います。

## 2 減量化目標値の設定

ごみの減量化を進め、令和15年度の計画目標年度において、以下に示す目標値を設定する。

### (1) 減量化率等の目標

(目標設定の根拠)

- ① 組合圏域の人口予測は、令和4年29,366人に対し、令和15年25,905人で88.21% (-11.79%) の減少が予測される。
- ② ごみ排出量予測は、令和4年度15,487tに対し、令和15年度14,499 tで93.62% (-6.38%) の減少が予測される。
- ③ ごみの原単位は、令和4年度1,445g/人・日に対し、令和15年度1,594 g/人・日で149 g/人・日の増加が予測される。
- ④ 「神奈川県 小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画」において、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、それぞれの施策に取り組み、令和9年度における一般破棄物の排出量を湯河原町12,193t/年、真鶴町2,794t/年（組合圏域14,987 t/年）と目標を定めている。

以上のことから、ごみの排出量を10年間で10%以上削減することを第一の目標とします。

ごみの総排出量を15%削減し、令和4年度15,487tから令和15年度に13,160t以下にする。



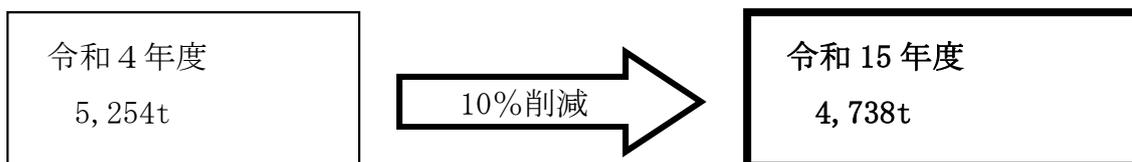
(2) 生活系ごみの減量化率等の目標

生活系ごみの排出量を20%（資源ごみは5%）削減し、令和4年度10,199tから令和15年度に8,335tにする。



(3) 事業系ごみの減量化率等の目標

事業系ごみの排出量を10%（資源ごみは5%）削減し、令和4年度5,254tから令和15年度に4,738tにする。



**3 資源化率目標値の設定**

資源化率を引き上げる  
令和4年度で14.5%の資源化率を令和15年度において可能な限り上げることとする。

**4 最終処分量目標値の設定**

最終処分量を5%削減する  
令和4年度で1,662tの最終処分量を令和15年度において1,530t以下とする。

## 5 目標値の設定のまとめ

目標年度である令和15年度の目標値をまとめる。

項目		年度	基準年度	目標年度
			令和4年度	令和15年度
ごみ排出量	目標		—	15%削減
	排出量		15,487t	13,160t
生活系ごみ	目標		—	20%（資源ごみは5%）削減
	排出量		10,199t	8,335t
事業系ごみ	目標		—	10%（資源ごみは5%）削減
	排出量		5,254t	4,738t
資源化率	目標		—	可能な限り上げる
	資源化率		14.5%	—
最終処分量	目標		—	5%削減
	量		1,662t	1,530t

## 第4節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

基本理念及び基本方針に基づき、目標を達成するための基本施策を示します。

### 1 発生抑制・再使用の推進

#### (1) 有料化

本組合及び組合構成町では、粗大ごみの有料化に取り組んでいる。

粗大ごみ以外のごみに関しては、一部品目の多量搬入に対し1kgあたり20円を徴収しているが、負担の公平性が確保されるごみ処理有料化は、負担軽減のインセンティブが働き、排出抑制につながり、ごみ処理経費に対する関心が高まる等の効果も期待できることから、ごみ処理の有料化は、今後の重要な検討事項の一つである。

#### (2) 家庭における排出抑制と再使用の推進

家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践する。

##### ○マイバッグ運動と過剰包装の辞退

組合構成町では、レジ袋の使用の抑制するため、住民にマイバッグ持参を奨励している。買い物時にはマイバッグを持参すると共に、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らす。

##### ○フリーマーケット・バザー等の活用

地域や学校、民間団体で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努める。

##### ○生ごみの減量化と堆肥化

食材を使い切ること、食べ残しを出さないことで生ごみの発生を抑え、排出する際は水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。

##### ○集団回収への積極的参加

地域や学校等で行う集団回収に積極的に参加、協力をを行い資源化の向上に努める。

#### (3) 事業者における排出抑制と再使用等の推進

事業者は、自らの事業活動に伴って生じるごみについて自らの責任にお

ける適正処理を行うと共に、排出抑制、再資源化等によりその減量に努める。

○排出者や拡大生産者責任に基づく4Rと適切な処理

ごみの適正な処理及び4Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国及び地方公共団体の施策に連携・協力を行う。

○排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用

ごみになりにくい製品、4Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、資源化への取組を図る。

また、生産事業者、流通事業者等のその販売過程において個々の方策や過剰な梱包を控える等を実行することにより効果的な減量化、資源化の促進を図る。

○従業員意識の高揚

従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ると共に、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。

(4) 行政における排出抑制と再使用等の推進

本組合及び組合構成町における住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行う。

○住民への情報提供

環境にやさしい生活の実践などについての情報を、広報等を通じて行い、ごみの減量化方策をわかりやすく、継続的に行う。また、集団回収を活性化させるための支援を行う。

○事業者への情報提供

国、県、本組合及び組合構成町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供を行い、自主回収品目の指導等を行う。

また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合には助言・指導を行う。

○公共施設での施策

本組合、組合構成町庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別の徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定する。

また、各施設のロビー等を活用した、ポスター掲示など環境啓発普及

活動に努める。

○生ごみ処理機について

生ごみ処理機の設置補助に関して、組合構成町は補助事業を推進し、住民による生ごみの堆肥化を支援する。

(5) 環境教育の推進

教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることもあり、地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを次世代を担う子供たちが理解をする機会を拡充する。

○ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。

また、小中学校単位で実施している社会科見学などの行先として積極的に選定してもらうように努める。

○環境学習の提供

教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習や、リサイクルの体験学習などの講座の開催等の活動の推進を検討する。

(6) 非定住者に対する施策

本組合及び組合構成町の地域特性として、夏の海水浴観光等と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な問題となっている。

ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的・継続的に行い協力を呼びかける。

## 2 処理体制

(1) ごみの処理体制について

生活系ごみ及び事業系ごみの分別区分と処理方法については、現状においては、組合構成町がそれぞれの状況に体制を整え、適正に処理を行っている。

ごみ処理広域化に向けて、今後は、足柄下郡3町の処理を集約して、処理施設の能力と効率性を向上させ小田原・足柄下地域内に「小田原市」と

「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムを整え、緊急時だけでなく平常時においても、系統間相互でごみの受け入れが可能とすることで、地域全体のリサイクルの推進と処理の合理化、安定性向上を図る。

なお、ごみの系統間相互受け入れを円滑に行う上で、処理施設に搬入されるごみの質・性状などができるだけ揃っていることが望ましいため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などについて、検討していく。

(2) 事業系一般廃棄物について

本組合及び組合構成町は、事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、組合構成町域の事業所に対しては、周知徹底を図る。

(3) 漂着ごみについて

組合構成町域は相模湾に面しており、海岸漂着ごみが多い。漂着ごみに関しても、今後とも県、組合構成町と共に処理するものとする。

## 第5節 ごみ処理広域化

ごみ処理の広域化に向けて、今後の予定等を示します。

### 1 ごみ処理広域化に向けて

ごみ処理の広域化については、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において協議を重ね、「神奈川県 小田原・足柄下地域 循環型社会形成推進地域計画」及びその計画に基づく「ごみ処理広域化実施計画」を策定しています。以下、本実施計画から抜粋します。

### 2 広域処理による中間処理、最終処分

#### (1) 処理システム

足柄下郡系統においては、各町から排出される広域処理対象ごみ（可燃ごみ）を適正に処理する施設の整備を図るとともに、最終処分までの処理システムを構築します。

#### (2) 施設整備

広域処理施設については、ごみ焼却施設（真鶴町・湯河原町）及び可燃ごみ中継施設（箱根町）及び剪定枝等ストックヤード（箱根町）を整備します。

#### (3) 広域処理施設の施設規模と稼働目標時期

##### ア 真鶴町・湯河原町

##### (ア) 焼却施設（基幹的設備改良事業）

施設名 湯河原美化センター

施設規模 105 t / 日

事業期間 令和5(2023)年度～令和7(2025)年度

##### イ 箱根町

##### (ア) 可燃ごみ中継施設（廃棄物運搬中継施設）

施設名 箱根町環境センター

施設規模 52 t / 日

事業期間 令和5(2023)年度～令和8(2026)年度

##### (イ) 剪定枝等ストックヤード（マテリアルリサイクル推進施設）

施設名 箱根町環境センター

施設規模 194.5㎡ (5.2 t /日)

事業期間 令和5(2023)年度～令和8(2026)年度

### 3 今後、整備を予定している広域処理施設の概要

(1) 焼却施設（基幹的設備改良事業：湯河原町真鶴町衛生組合）

既存の焼却炉2基の延命化、機能向上を図るとともに、24時間稼働で足柄下郡3町の可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、直接焼却ごみを焼却処理します。焼却処理後に発生する焼却灰については、本組合最終処分場にてセメント処理して埋立処分を行います。

- ・名称 湯河原美化センター（焼却施設）
- ・所在地 足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95
- ・施設規模 105 t /日
- ・施設概要 処理方式 全連続燃焼方式 ストーカ炉

(2) 可燃ごみ廃棄物運搬中継施設（廃棄物運搬中継施設：箱根町）

箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体撤去後、箱根町可燃ごみ中継施設を整備し、湯河原美化センターへ可燃ごみを輸送し、広域的なごみ処理を行います。

- ・名称 箱根町環境センター
- ・所在地 足柄下郡箱根町芦之湯84
- ・施設規模 52 t /日

(3) 剪定枝等ストックヤード（マテリアルリサイクル推進施設：箱根町）

箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体撤去後、剪定枝等ストックヤードを整備し、足柄下郡3町の剪定枝の一部の資源化を行います。

- ・名称 箱根町環境センター
- ・所在地 足柄下郡箱根町芦之湯84
- ・施設規模 194.5㎡ (5.2 t /日)

### 4 ごみ処理広域化の効果

(1) 環境負荷の低減

足柄下郡の2施設（湯河原美化センター、箱根町環境センター）は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに準拠した施

設となっているため、排出基準は十分満足していますが、今後、湯河原美化センター焼却施設における基幹的設備改良工事や箱根町環境センター焼却施設の廃止、また、その跡地における可燃ごみ廃棄物運搬中継施設及び剪定枝等のストックヤードの整備が計画されており、環境への負荷低減などへの大きな効果が期待されます。

(2) 広域で取り組むことによる施設規模の縮減による経費削減

平成25年度に、小田原・足柄下ブロックである1市3町が計画策定者となって、循環型社会形成推進地域計画を共同で策定し、循環型社会形成推進交付金制度を活用して焼却施設の基幹的設備改良等を行っています。今後においても、施設整備に広域で取り組むことによって、構成市町それぞれのごみ量にあわせて施設整備するのではなく、広域全体のごみ量にあわせて施設規模を決定し、施設の有効利用を行うものとします。

物価上昇などの要因に対しては、施設規模や各種能力の見直しなどを行うことで柔軟に対応します。

このことにより、施設の整備規模の縮減や経費削減を図ります。

## 第6節 ごみの分別収集区分

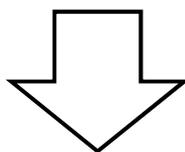
将来の収集における分別収集区分と事業系廃棄物の取り扱いについて示します。

### 1 将来の分別収集区分

現在、一般廃棄物については、分別を行い、排出されたごみを構成町又は委託業者等により収集する体制を取っているほか、直接搬入も行っている。当面は、この分別区分等によることとする。

今後は、小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画（第2次）期間終了後の令和9年度を目標に新たな分別区分を検討する。

湯河原町				真鶴町			
ごみの種類		収集形態	収集方式	ごみの種類		収集形態	収集方式
可燃ごみ		指定袋	ステーション	可燃物		指定袋	ステーション
不燃ごみ		袋	ステーション	不燃物		袋	ステーション
資源ごみ	びん	専用コンテナ	専用ステーション	資源	ビン	指定袋	ステーション
	カン	専用コンテナ	専用ステーション		カン	袋	ステーション
	ダンボール 紙パック	ひも十字結束	ステーション		紙パック	ひも十字結束	ステーション
	ペットボトル	袋	ステーション		ペットボトル	袋	ステーション
	新聞・雑かみ	ひも十字結束	ステーション		新聞・雑紙	ひも十字結束	ステーション
	古着	専用コンテナ	拠点		ダンボール	ひも十字結束	ステーション
粗大ごみ		有料申込制	ステーション	粗大ごみ		有料収集券購入	ステーション
廃食用油		ペットボトル	拠点				



(ごみ処理広域化での分別・収集例)

ごみの種類	方式	指定袋等
可燃ごみ	ステーション	指定袋
不燃ごみ	ステーション	透明又は半透明袋
粗大ごみ	申込制	—

資源ごみ	かん類	ステーション又は専用ステーション	透明・半透明袋又は専用コンテナ
	びん類	ステーション又は専用ステーション	透明・半透明袋又は専用コンテナ
	ペットボトル	ステーション	透明又は半透明袋
	プラスチック製容器包装等	ステーション	透明又は半透明袋
	紙類	ステーション	紐で縛る
	その他紙	ステーション	紙袋
	古布類	ステーション	透明又は半透明袋
その他	廃食用油	ステーション又は拠点	ペットボトル
	蛍光灯	ステーション	透明又は半透明袋
	乾電池	ステーション	透明又は半透明袋
	スプレー缶等	ステーション又は専用ステーション	透明・半透明袋又は専用コンテナ

## 2 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対する指導、減量化を推進していくこととする。

また、事業系一般廃棄物の運搬等処理を行っている事業者に対し処理方法などを適正に指導、監督し、かつ実態を把握することによりごみの減量化を推進するため、事業者が事業系一般廃棄物を直接搬入する場合の扱いを整理することが必要である。

## 第7節 ごみ処理計画

(ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

収集運搬、中間処理及び最終処分計画の概要を示します。

### 1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標 (令和15年度)

収集・運搬に関する目標

- ・リサイクルの推進を図るために分別区分の見直しを行う。
- ・各地区の人口の増減や高齢化等に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しを行う。
- ・ごみ処理の広域化を見据えて、収集・運搬体制の見直しを検討する。

(2) 収集区域

現時点と同様に、湯河原町及び真鶴町の全域とする。

(3) 収集・運搬体制

本計画目標年度(令和15年度)における収集・運搬体制を示します。

ごみの種類	方法	指定袋等	収集主体	収集形態	
可燃ごみ	ステーション	指定袋	町	委託	
不燃ごみ	ステーション	透明又は半透明袋	町	委託	
粗大ごみ	申込制	—	町	直営・委託	
資源ごみ	かん類	ステーション又は専用ステーション	透明・半透明袋又は専用コンテナ	町	委託
	びん類	ステーション又は専用ステーション	透明・半透明袋又は専用コンテナ	町	委託
	ペットボトル	ステーション	透明又は半透明袋	町	委託
	プラスチック製容器包装等	ステーション	透明又は半透明袋	町	委託
	紙類	ステーション	紐で縛る	町	委託
	その他紙	ステーション	紙袋	町	委託
	古布類	ステーション	透明又は半透明袋	町	委託

その他	廃食用油	ステーション又は 拠点	ペットボトル	町	委託
	蛍光灯	ステーション	透明又は半透明袋	町	委託
	乾電池	ステーション	透明又は半透明袋	町	委託
	スプレー缶等	ステーション又は 専用ステーション	透明・半透明袋又は 専用コンテナ	町	委託

注) 収集主体及び収集形態は、今後の組合構成町及び広域化協議による。

#### (4) 収集・運搬計画

##### ① ごみ集積所の運営・管理

ごみ集積所は、自治会などの協力により清潔・安全に管理されているが、食品ごみなどがカラス等により散乱しないためにも、必ず当日に出すことを徹底する。

##### ② 収集運搬車両の適正化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

##### ③ 適正処理困難物等

本組合及び組合構成町が収集・処理を行わない品目及び在宅医療廃棄物に関しては、原則として販売店、購入店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

## 2 中間処理計画

### 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの分別ごとに安全かつ衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

また、CO<sub>2</sub>の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うことを目標とする。

### 中間処理の目標

- ・安全かつ衛生的な中間処理を行う。
- ・ごみ処理の広域化の時期まで、現有施設を適正に維持管理を行う。
- ・効果的な資源化を行い、最終処分量の軽減に努める。
- ・周辺環境の保全に十分な配慮をする。

### 3 最終処分計画

#### 最終処分の目標

##### 最終処分の目標

- ・最終処分場の適正管理により、埋立廃棄物の安定化・無害化を図る。
- ・ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図る。
- ・ごみ処理の広域化の時期まで、最終処分場を適正に維持管理を行うとともに、外部処分も視野に入れて検討する。

## 第8節 計画のフォローアップと事後評価

本計画の事後評価に関することを示します。

### 1 概要

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施する。

事後評価は、本計画の中間年度の令和10年度に行うほか、必要に応じて適宜行う。

### 2 実施手順

事後評価は、本組合にて行い、その結果を湯河原町真鶴町衛生組合議会及び組合構成町の議会に報告を行うものとする。

### 3 実施方法

本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標などによって測定し、施策に係る現状や課題などの分析を踏まえて、評価を行う。

### 4 事後評価の視点

当該施策の目標の達成状況を把握し、必要性、効率性や有効性の観点のほか、その他、必要な観点から評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明確にすることとする。